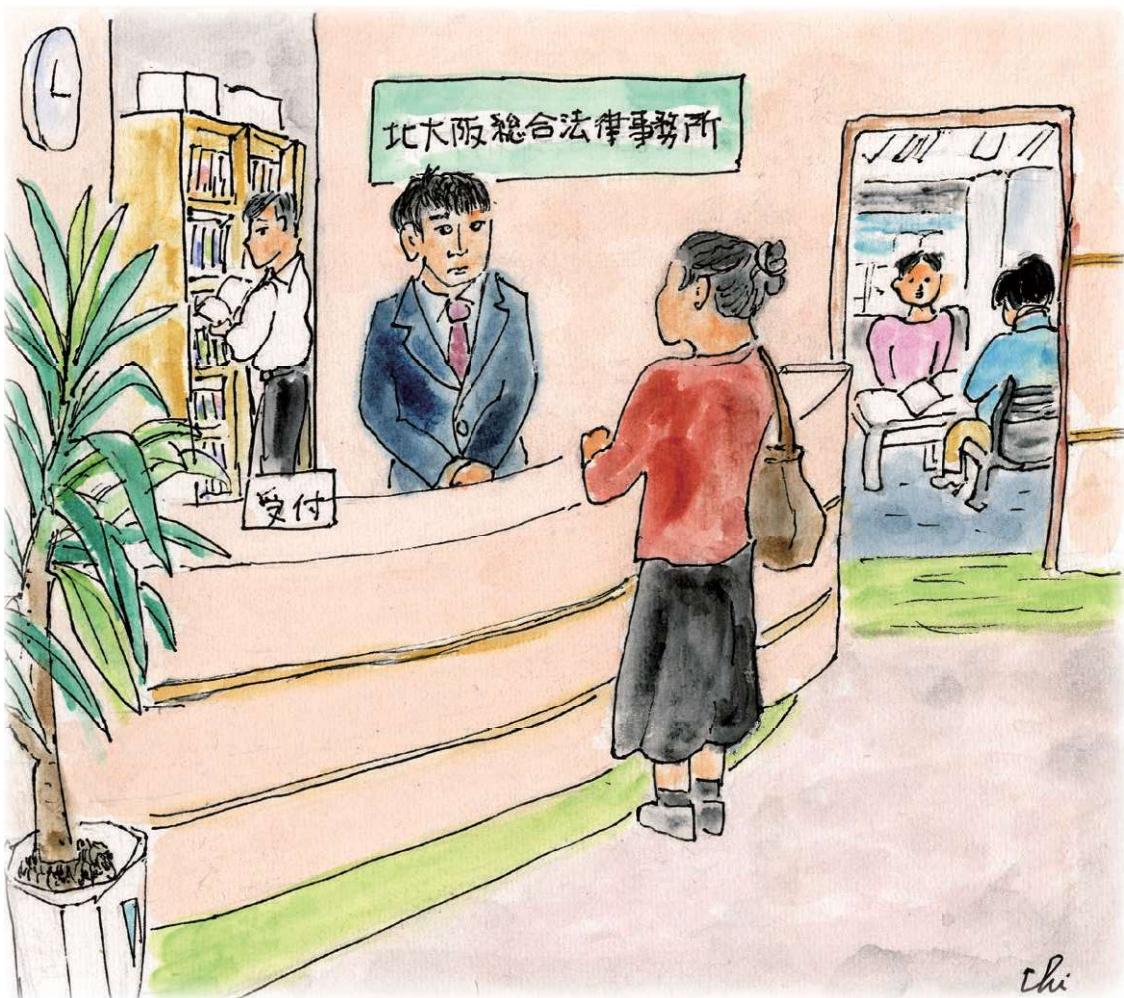


50

th

ANNIVERSARY



北大阪総合法律事務所
kita osaka general law office

事務所50年の振り返りとこれからの課題

1 事務所の設立と目的

事務所の前身は、橋本・山田共同法律事務所として設立され、1966年に大阪民主共同法律事務所、1973年に東梅田法律事務所に名称変更された。その後、1974年、橋本敦弁護士が参院大阪選挙区に立候補・当選したことに伴って、北摂、豊能地域を担当する地域共同事務所として、現在の事務所がスタートした。事務所の設立目的は、北摂地域における民主的法律センターとして国民の生活と権利を守り、大阪を軸に法律家組織と運動の発展強化に寄与することであった（1976年制定綱領）。

事務所は、地域の市民、中小業者の権利や生活を守るために様々な事件に取り組んできた。また、様々な大型事件の弁護団の事務局を引受け、活動の拠点事務所としての役割を果たしてきた。また、事務所は、自由法曹団、民主法律協会、日本労働弁護団等の法律家団体の全国的、大阪府下的な活動の中心を担い、大阪弁護士会の委員会活動にも積極的に参加してきた。地域では、民主商工会、生活と健康を守る会、共産党議員団等とともに、情勢に合わせた様々な活動を行った。

このような事務所の事件や活動の取組みの根本にある理念は、平和憲法の擁護と社会的弱者の権利擁護である。

この50年間の事務所の活動、取り扱った主な事件を平和憲法の擁護、労働、社会福祉・社会保障、情報公開、公害・環境の分野ごとに、振り返るとともに、これからの課題にも触れたい。

2 平和憲法を擁護する取組み

（1）事務所が地域事務所としてスタートした時は「公害知事さん、さようなら。憲法知事さんこんにちは」の黒田革新府政の時代（1971～1979）であった。1981年、鈴木内閣は「集団的自衛権の行使は憲法上許されない」と明言した。1991年、東西冷戦は終結したが、湾岸戦争を契機にPKO協力法が成立し、2001年、9.11テロを契機にテロ特措法、2003年、イラク戦争を契機にイラク特措法、有事関連法が成立し、自衛

隊のイラク派兵が強行された。2014年安倍内閣が集団的自衛権を容認し、2015年改正PKO法、改正周辺事態法、日米新ガイドラインが成立した。

事務所は、吹田、豊中の9条の会、弁護士9条の会の活動を中心に、憲法9条を蔑ろにする法案の反対の集会、宣伝行動、デモ行進等に参加した。イラク特措法、有事関連法案のときは、大阪府下的な大きな反対運動を展開するとともに、2004年、自衛隊イラク派遣違憲訴訟を提訴し、事務局も原告の一員となったほか、弁護団活動の中心を担った。また、9の日パレードは橋本敦弁護士らが毎回参加し、各地の戦争展の展示にも積極的に参加した。毎年のメーデーにデコレーション、プラカード部門で出展し入賞した。

（2）2022年、岸田内閣は安保3文書を閣議決定し、敵基地攻撃（先制攻撃）を容認された。なし崩し的な解釈改憲と防衛予算の増大や沖縄南西諸島のミサイル基地強化等「戦争できる国造り」が着々と進んでいる。国際的には、ロシアのウクライナ侵攻、ハマスの越境攻撃に端を発したイスラエルのガザ侵攻によるジェノサイドというべき事態が進行している。事務所は、今まで以上に憲法9条の「國權の發動たる戦争と武力による威嚇又は武力の行使は國際紛争を解決する手段としては永遠に放棄する」の理念を様々な機会に様々なツールを利用して発信していきたい。

3 労働分野の取組み

（1）事務所の設立は、高度経済成長（1965～1974）が終焉した時期であった。

当時の事件として松下電工・橋本事件（思想差別）（1966～1977）、報知新聞争議（ロックアウトと大量解雇）（1970～1974）がある。

（2）1974年春闘では戦後最大の数の争議（9581件）があったが、低成長時代に入り、大企業の企業別労働組合を中心に労使協調路線がとられ、企業内の闘う少数派組合（潮流）への攻撃・

差別が強まっていた。当時の事件として関西電力争議事件（1969～1999）、自交総連第一タクシー事件（1985～1990）三和銀行事件（1989～2001）等がある。

(3) 1987年、国鉄が分割民営化され国労は少数组合になった。1989年、連合、全労連、全労協のナショナルセンターが結成された。この時期は、企業再編とリストラが横行した。国労組合員不採用、不当配属事件、不当出向事件（1987～）、不動信用金庫事件（2000）等がある。企業変動のなかで親会社の責任追及した関西航業事件（1997～2004）、第一交通事件（2001～2007）がある。

(4) 1990年バブル崩壊後の景気の減退（1999～2005）の「就職氷河期」「失われた10年」と小泉内閣（2001～2006）の「規制緩和」「小さな政府」の推進により、非正規雇用が増大し格差が拡大し続けた。2008年、リーマンショックによる大量の派遣切りによる「年越し派遣村」は社会問題となった。非正規雇用の権利を守る闘いとして、ネスレコンフェクショナリー雇い止め事件（2005）、労組法上の労働者性を巡る闘いとしてビクターエンジニアリング事件（2005～2013）等がある。また、高齢者の雇用と労働条件を巡る闘いとして津田電気計器事件（2009～2015）がある。

(5) 2010年、大阪維新の会が結成され、とりわけ2011年11月に大阪府知事・市長ダブル選で松井府知事・橋下大阪市長が誕生した後、苛烈な公務員・労働組合攻撃が始まった。大阪市労組組合事務所事件（2012～2017）、思想調査アンケート国賠訴訟（2012～2016）等で反撃した。現在は、IR誘致計画決定に関する住民訴訟（2022～）に取り組んでいる。

(6) 長時間労働、ハラスメントによる過労死・過労自死の増加と正規労働と非正規労働の格差が拡大し続け、2016年からの安倍内閣の「働き方改革」で「同一価値労働同一賃金原則の実現」が打ち出された。大阪医科大学労契法20条裁判（2015～2020）では非正規雇用の労働条件格差を正に取り組んだ。また、羽衣学園事件（2020～）、大阪大学非常勤職員雇止め事件（2023～）では、非正規雇用の大学教員の5年での無

期雇用の実現に取り組んでいる。

(7) 自民党政権や維新の会が急激に進める自治体業務の市場化・民営化政策について、住民サービスの低下や官製ワーキングプアの温床になるなどとし、事務所として住民と共同する反対運動に参加した。民間委託に伴い長年働いてきた自治体の非正規職員が雇止めされた吹田非常勤裁判（2013～2020）や、学童保育の民間委託先で指導員が雇止めされた守口市学童指導員雇止め事件（2020～2022）も闘った。

(8) 労働者の職場における人格権、差別されない権利を守る闘いとして、フジ住宅ヘイトハラスメント事件（2015～2022）、大阪市地下鉄運転士ひげ裁判（2016～2019）を闘った。

(9) 事務所は、これまで、数多くの解雇・雇い止め、残業代、過労死・自死事件などで個々の労働者を救済し、また、新しい分野では最高裁判決を獲得し判例法理を確立することで労働者の全体の権利闘争の前進に寄与してきた（ビクターエンジニアリング事件、津田電気計器事件等）。これからも、個々の労働者の権利救済はもちろん、グローバル化とデジタル化の進行によるテレワーク、プラットホーム労働、フリーランスの拡大等、新しい課題についても積極的に取り組んでいきたい。

4 社会福祉・社会保障分野の取組み

(1) 事務所は、設立当初より、地域の生活と健康を守る会とも協力して、生活・法律相談を続けてきた。バブル崩壊以後の就職氷河期と、2003年の派遣法改悪で格差社会とワーキングプアが社会問題となった。2008年のリーマン・ショック後、東京・日比谷公園で「年越し派遣村」の取組みがあったが、事務所としても、豊中、吹田、茨木、豊能で地域労組や共産党市会議員団等と協力して街頭での「何でも相談会」を開催した（2009～2012年）。また、吹田地域では、現在も定期的に「何でも相談会」を開催している。

(2) 事件活動としては、知的障害者への暴力金銭詐取の施設に対する告発・損害賠償請求を行なったサン・グループ事件（1999～2003）、学生無年金障害者訴訟（2001～2006）、介護保険

料違憲訴訟（2000～2006）、岸和田生活保護裁判（2009～2013）、年金引下げ違憲訴訟（2015～2024）等がある。

(3) 景気後退と格差拡大によって、特に非正規雇用や女性を中心に貧困化が進行している。地域の団体と連携した生活相談を継続し、生活保護申請、債務整理等、生活再建のための援助に地道に取り組んでいきたい。

5 情報公開分野での取組み

(1) 事務所は、情報公開訴訟弁護団にも積極的に参加し、多額の闇支出がある内閣官房機密費・情報公開訴訟では政策推進費に関する文書の開示を命じる最高裁判決を勝ち取った（2007～2018）。黒川検事長の定年延長閣議決定の関連文書の公開を求めた訴訟では、大阪地裁の開示を命じる判決が確定した（2020～2024）。アベノマスクの調達の単価や調達経緯の情報公開を求めた一次・二次訴訟事件（2020～）は、一次訴訟で勝訴し、二次訴訟は現在も継続中である。

(2) 情報公開訴訟を通じて、国等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等を開示させ、政府の活動を監視し、その不正の是正を求めていくことは、民主主義と国民主権の根幹を支える活動であり、今後とも積極的に取り組んでいきたい。

6 公害・環境分野の取組み

(1) 経済成長が生んだ公害、環境問題についても、地域の環境を守る活動、全国的な水俣病、アスベスト被害者救済のための活動には、弁護団の中心として活動してきた。

(2) 地域の環境問題として、廃棄物問題では能勢ダイオキシン国賠訴訟（1999～2003）、橋本市産業廃棄物不法投棄事件（1998～2004）、吹田市シックハウス図書館司書公務災害・労災不支給取消事件（2008～2014）、南吹田地下水汚染公害調停（1999～2000）などに取り組んだ。

(3) 水俣病は公害の原点である。国は、患者の認定を厳しくする1977年判断基準を維持し続けた。患者組織は、2005年チッソ、国、県を相手にノーモア・ミナマタ訴訟を熊本、東京、大阪

で提訴し、2010年、和解した。2009年水俣特措法が制定されたが、地域や年齢の線引きを理由に多くの被害者が救済されず、2013年、熊本、東京、大阪、新潟でノーモア・ミナマタ2次訴訟が提訴され、2023年9月大阪訴訟で原告全員救済の画期的判決が下された。

(4) アスベスト被害の原点といわれる泉南地域の被害者が2006年、国を相手に泉南アスベスト1陣訴訟を提訴し、2010年5月、大阪地裁で初めて国の責任を認める勝訴判決を得た。2011年8月、大阪高裁で逆転敗訴した。背水の陣で望んだ2陣訴訟で2012年3月、地裁判決、2013年12月、高裁判決で勝訴した。2014年10月、最高裁は、1陣、2陣訴訟とも上告を受理し、国民の生命健康を尊重し、被害者救済の立場に立つて国の責任を肯定した。最高裁判決後、工場型の被害者は、裁判を提訴して和解する司法解決方式による救済が全国で進んでいる（累計約1000件）。

建設アスベスト被害者は、2008年5月、首都圏訴訟が提訴され、2011年7月、大阪1陣訴訟を提訴した。2016年、大阪地裁で国の責任が、2018年8月、大阪高裁で国と建材メーカーの責任が認められ、2021年5月、最高裁で労働者のみならず一人親方に対する国と建材メーカーの責任が確定した。国は、係属中の訴訟は和解し、未提訴の被害者については建設アスベスト給付金法を制定し、簡易な行政手続きによる救済が進んでいる（累計6000件）。他方、建材メーカーは争いを続け、2・3陣訴訟が大阪高裁で、4陣訴訟、5陣訴訟が大阪地裁で係属している。さらに、造船アスベスト被害者の建設アスベスト給付金の支給が拒否されたため、2023年2月、造船国賠訴訟を提訴した。その他、遺族による労災記録開示請求訴訟（2018～2019）、長期保存を義務付けられた労災記録が誤廃棄されたことの違法性を争う労災記録誤廃棄国賠訴訟（2022～2024）等でも、事務所の弁護士が中心となって取り組み、勝訴判決を勝ち取っている。

(5) これからも、地域環境を守る活動と、全ての水俣病、アスベスト被害者の救済と再発防止のための活動に全力をあげたい。

自衛隊イラク派兵差止訴訟の展開と 画期的な違憲判決

弁護士 徳井 義幸

1 はじめに

2003年3月、米英軍は、「イラクの自由作戦」と名付けられた「イラク戦争」を開始した。

既に明らかになっているように、イラクのフセイン政権が大量破壊兵器を保有しているとの虚偽の情報に基づくものであった。当時の国連事務総長もこの戦争を国連憲章違反であると批判している。

ところで、当時の小泉政権は直ちに、「米国による武力行使の開始を理解し、支持する」と表明し、対米追随ぶりを明らかにしたが、それだけではとどまらなかった。

すなわち、その年の7月には「イラク特措法」を成立させ、戦後はじめて戦地であるイラクに人道支援の名目で、武装した自衛隊を派兵し、航空自衛隊は武装した米軍を大量に輸送したのである。

この憲法9条の危機に際して自衛隊の合憲、違憲論を超えて戦後はじめての戦地イラクへの海外派兵を許さないとの市民の声が全国に広がった。

先陣をきったのは、当時の北海道の自民党国会議員で防衛政務次官まで勤めた箕輪登氏であった。自衛隊は日本を守るためにある、米軍の侵略戦争に若い自衛隊の命をかけさせるのは許せないと強い思いからの出発であった。



イラク原告ハッサン

2 全国で市民が原告に

—平和市民訴訟の全国展開

翌年の2004年1月には箕輪氏をはじめ33名が原告となり、札幌地裁に「自衛隊イラク派兵差止」を求める訴訟が提起された。その後も次々と全国12の地裁で、同様の訴訟が原告総数約5700名をもってたたかわれることになったのである。

大阪地裁では、2004年4月に提訴され、原告数は1045名に達した。そして原告の中には、イラク人も参加するという全国でも貴重な取組となつた。

この訴訟における原告らの一致点はただ一つ、海外に武力行使目的で自衛隊を派兵することは、当時の政府の自衛隊合憲論、専守防衛論の下でも絶対に許されない違憲の行為であり、ましてや国連憲章に違反する米軍の武力行使に加担することは許されず、市民の「平和のうちに生存する権利」を侵害するものとして、自衛隊はイラクより撤退せよというものであった。

この一致点に基づく法廷内外でのたたかいは多くの市民の共感を呼び起こし、全国で原告団・弁護団が共に共同して裁判を押しすすめる原動力となった。当事務所の事務局員も原告となってこの裁判に参加し、反戦平和の声、9条を守って生かせの声の拡大に大きな役割を果たした。

3 空自の後方支援は集団的自衛権の行使

大阪地裁の裁判では、イラク人ハッサンが原告となり、法廷での意見陳述をするという画期的な取組みがなされた。また航空自衛隊のC-130N輸送機の「空輸実績報告」の分析を通して、輸送されている人員の大半が、人道支援のための輸送ではなく「米軍の定期便」といわれる程に、武装した米軍を戦地のバクダットに輸送しているという実態を明らかにすることになった。すなわち、自

衛隊のイラク派兵の実態は、国連憲章違反の米軍の武力行使と一体化した集団的自衛権の行使となっていることをあきだすこととなったのである。

4 名古屋高裁違憲判決に結実

各地の訴訟は、平和的生存権の具体的権利性の有無などをめぐる憲法論争をはじめ、イラク戦争の実態と侵略戦争に加担することを許さない市民の声を法廷の内外で徹底的に訴えるを中心にするすめられた。判決の主文としての勝訴を勝ちとることができないでいたが、原告数3268名でたかわれていた名古屋訴訟の高裁判決において、画期的な成果を勝ち取るに至った。

すなわち、2008年4月17日名古屋高裁は、航空自衛隊がイラクで行っている空輸活動の一部は、武装した米軍を戦闘地域であるバクダットに輸送しているもので、米軍の武力行使と一体化してい

るとして、「武力行使の放棄を定めた憲法9条1項に違反している」との画期的な判決を下したのである。この判決は主文では原告を敗訴させており、判決理由中において航空自衛隊の空輸活動の実態を直視してなされた憲法判断であったため、違憲判決ではあるが、国が上告することができず、判決としては確定することとなったのである。

5 まとめ

その後も9条の会アピールに言うところの「アメリカに従って戦争する国に変える」動きは、安倍政権による集団的自衛権行使の一部容認、岸田政権による敵基地攻撃能力の保有などとして進められるなか、改めて、海外での武力行使を憲法9条違反とするこの判決の意義を広げていくことが必要とされる最近の状況である。

(弁護団は当事務所からは藤木邦顕（当時）、徳井義幸、鎌田幸夫、中西基）

NO War! 9

第1号

2004年9月1日(水) 発行 イラク派兵差止裁判をすめる会
連絡先 TEL: 06-6961-7311 OMNIビル3階 私書箱69号 大手前法律事務所
TEL: 06(6964)6910 FAX: 06(6964)0691
ホームページ <http://www1.ocn.ne.jp/~stop/> メール jeita_stop@infoseek.jp

小田実さんらが意見陳述

第1回公判 9月16日(木) 10時~11時

イラク派兵差止裁判の第2次訴訟の第1回公判(第1次訴訟・第2回公判)は9月16日(木)10時から大阪地裁別館法廷202号で開かれます。本裁判は先に提起された第1次訴訟と同時に審議され、今回は1次原告の小田実さん、久保美也子さん、西川文和さんらが意見陳述を行います。裁判終了後、報告会を弁護士会館で開催。小田実さんからのミニ講演も予定。

審判傍聴希望者は、原告の9時30分裁判所ロビーにお集まりください。
なお当会、午前8時30分から淀屋橋周辺で宣伝行動を予定しています。時間の都合がつく方はご参加ください。

イラク派兵違憲の第2次訴訟 402人が大阪地裁に提訴

7月26日の午後2時、大阪地方裁判所に西住在の市民402名が提訴しました。

今回の提訴は、4月30日、哲学者の鶴見俊輔さんや作家の小田実さんら西住の20人が、イラクの自衛隊派兵は違憲違反として、違憲の確証と派兵の差止め、原告一人当たり1万円の慰謝料を求めた第1次訴訟に続くものです。

この日、約50名が裁判所前に集まり、スコット各社がメラを向けるなか、横断幕と持つて裁判所へ行進。畢竟なげでしてが「うわあ、今韓国でビヘに決まんな」と、「たかさんの人ニユースを見てもらえたらいだんな」と、みんな緊張しながらの提訴でした。

裁判所1階の「民事事務係」

の窓口で、分厚い系状を提出。原告402名の立場への思いがギシギシ詰まっている様子。「しかも受け止めさせてくださいね。」という願いを込めて、裁判所の職員に提出しました。

その後は、午後2時から、北浜ビジネス街で提訴の集会を開きました。集まった原告一人一人が、マイクを握って思ひを語ります。

「今回夫婦 原告になりました。自分たちの子どもの将来のために、戦争をするうる国になつてはいけない。しかし世界があれれば、裁量で自分の意見を話さないで」「裁判が好き」という訳ではないですが(笑)、政府が間違つたことをつけて対してしっかり反対の声をあげて提訴

時に審議され、今日は1次原告の小田実さん、久保美也子さん、西川文和さんらが意見陳述を行います。裁判終了後、報告会を弁護士会館で開催。小田実さんからのミニ講演も予定。

裁判傍聴希望者は、原告の9時30分裁判所ロビーにお集まりください。
なお当会、午前8時30分から淀屋橋周辺で宣伝行動を予定しています。時間の都合がつく方はご参加ください。

今後の公判予定

(2) 10月14日(木)	10:00~10:30
(3) 11月11日(木)	10:00~10:30
(4) 1月13日(木)	10:00~10:30
(5) 2月24日(木)	10:30~16:00
(6) 3月24日(木)	10:30~16:00
(7) 5月26日(木)	10:30~16:00

大阪地裁 大法廷202号

◀ 提訴のため集団訴を用いて大阪地裁に内から出る

提訴に集まつた原告・サポート者
弁護士のみなさん

提訴に集まつた原告・サポート者
弁護士のみなさん

「こともの未来のために 戦争をすすめる国になってほしくない」

に間に合りました!「いまや政治家たちも戦争を知らない世代。戦争の歴史を踏まえ平和憲法が作られたことを、知らせていただきたい」…会場からは様々な意見がされました。

これからも、元気に楽しむ運動を広げていこう、というみんなの思いがこもっています。(この日の夜、開催して提訴の様子が報道され、ホームページを通じて問い合わせも来ました。)

平和を求める平成の自由民権運動として!

イラク派兵差止訴訟団長 辻 公雄

戦後59年、日本の平和の中核たる憲法9条が、イラク派兵を突破して蹂躪されようとしています。

自分の国情に合わせない国は武力でつぶし、利権をとってしまふといふ人の想え蘇っててしまう野望が狂気がまかり通っています。

一部の強者の論理で支配され

される社会を拒絶し、1人1人の人格が尊重され多くの人の平和と幸せを確実にする社会を築く必要があります。

このような声は社会に満ち満ちてあり、1人1人が行動して立ち上り運動をしてゆくことで社会を動かすことができます。

その主な手段がイラク派兵反対訴訟をいかに大きくな

るかです。

イラク派兵反対訴訟を平和を求める平成の自由民権運動と位置づけ、人愛と勇気をもって立ち上がりましょう。

私の行動によって日本そして世界が狂暴と狂気と暴れわたったという歴史的教訓を得られるよう頑張りましょう。

カンパニーのお願い

今までの会員の皆様、皆さんの知識などに沿っていこう。最後の運動をするに当たって、毎回、サボタージュから二つの発行、会員の企画などを多角的な視点で提案していただいている。これらの要望に応えていくために、財政支援力を十分に貢献したいと思います。

資金は重要な武器でありお願いします。

○口座記号番号
00940-4-131567

○加入者名
イラク派兵差止裁判をすめる会

やかい 八海事件

弁護士 細見 茂

1 拷問による自白

八海事件は1951年1月に、山口県内の八海部落で発生した強盗殺人事件である。老夫婦が自宅で、夫は頭部に割傷を負うなどし、妻は絞殺されて鴨居につるされた状態で発見された。妻が夫を殺害し、自分は自殺をしたような偽装がされていた。

警察は直ちに捜査を開始し、事件の2日後に柳井市内の遊郭にいた吉岡を逮捕した。逮捕当時、吉岡の着衣には血痕もあり、自分が一人でやったと自供した。しかし、警察は現場の状況から複数人の犯行と判断し、吉岡に「誰とやった」と追及し、吉岡は遊び仲間であるA、I、M、Hと共に犯行し、Aが主犯だと自供をした。

その結果、吉岡逮捕の3日後までに前記4人は逮捕され、はげしい拷問を受けた末に共同犯行の自白をした。

2 死刑、無期または10年超の懲役を科する、幾度もの有罪判決

A、I、M、Hの4人は検察官の調べでは無実を訴えたが信用してもらえず、強盗殺人の犯人として起訴され、裁判でも無実を主張したが、容易には認められなかった。

この事件で4人について山口地裁、広島高裁、

最高裁の裁判官の内14名が有罪の判断をし、13名が無罪の判断をしたことになる。また、1957年の最高裁差戻判決の後、検察官は、被告人らのアリバイを証言していた証人らを偽証などとして逮捕起訴をし供述変更させるなどの暴挙をおこなっており、その結果をそのまま信用して有罪とした裁判官もいた。判決の経過は下表のとおりである。

3 弁護士になってすぐに弁護団に加入

私は1966年に弁護士になり、橋本敦先生が所長であった法律事務所に入所した。その前年8月に広島高裁でAの死刑を含む4人全員有罪の判決があつて上告されており、私は橋本先生の指示でその弁護団に参加した。

この弁護団は、当時刑事弁護で有名であった弁護士、元刑事裁判の裁判長や、元検察官であった弁護士なども参加する強力な弁護団であった。

この当時はまだ現在のようなコピー機はなく、大量の裁判記録の全部が弁護団事務局にも揃っておらず、新参者の私はそれまでの裁判の経過や内容を十分に把握することはできなかつたが、それでも弁護団会議に参加して先輩弁護士の議論を聞くのは勉強になった。

		吉岡	A	I	M	H
判決	逮捕日	1951.1.26 単独犯 自供	1951.1.29	1951.1.28	1951.1.28	1951.1.28
山口地裁 1952.6.2	無期	死刑	無期	無期	無期	
広島高裁 1953.9.18	無期	死刑	15年	12年	12年	
最高裁 1957.10.15	上告せず(取下)	差戻し	差戻し	差戻し	差戻し	
広島高裁 1959.9.23	—		無 罪			
最高裁 1962.5.19	—		差 戻 し			
広島高裁 1965.8.30	—	死刑	15年	12年	12年	
最高裁 1968.10.25	—		無 罪			

4 A、I、M、Hに強盗殺人の動機がないことを解明

弁護団に参加して1年余りたった頃、上告理由書の作成を各弁護士が分担することとなり、私はA、I、M、Hの4人に犯行の動機がないとの主張の分担を指示された。

最高裁に行って関係資料を見るなどして調べてみると、犯行日の前10日位の間、A、I、Hの3人は貧しい生活ではあったが、木造橋の修理、海岸での建材としての砂の採集、ドラム缶積みなどの日当仕事に夫々従事しており、その日当を近日中に受け取れる目途があり、またMは金銭に困るような状況でなかった。

他方、吉岡は働くとせず、知人に与えた被害の賠償を強く求められていたことなどの状況があった。

私は、吉岡には凶悪犯罪まで犯す動機はあっても、Aら4人には強盗殺人まで犯す動機はないこと、そしてこの4人はいずれも強奪したとされる金銭を何に使ったのかも証拠上全く不明であり、無罪であるとの上告理由書を作成し、その旨の弁論もした。

最高裁での弁論は22名の弁護士が3日間にわたりて行っている。

5 最高裁判決

最高裁の判決日は、1968年10月25日であり、判決の前は大変緊張した。

奥野裁判長が「被告人は全員無罪」との主文を宣告し、その理由を簡単に述べ、裁判官5人が退廷した。その時傍聴席からは、「ありがとうございました」と誰かが大声で叫んでいた。

(弁護団は当事務所からは細見茂)



1968年8月7日 最高裁判所にて（上段右端が細見弁護士）

ビクターサービスエンジニアリング争議 —「非・労働者化」政策に歯止めをかけた闘い

弁護士 鎌田 幸夫

1 はじめに

ビクターサービスエンジニアリング争議では、①業務委託契約を締結した「代行店」労働者が労組法上の労働者であるとして会社に団体交渉を求めた事件、②代行店労働者が受注を減少させられたことに対する損害賠償請求を求めた事件、③代行店労働者の闘いを組織し支援していた支部の役員が継続雇用を拒否された事件が闘われた。争議は、10年の闘いを経て2015年2月に一括和解した。

2 労組法上の労働者を巡る闘い

(1) 闘いの経過

日本ビクターの100%子会社であるビクターサービスエンジニアリング株式会社（会社という）と「業務委託契約」を締結した代行店労働者が、分会を結成し、2005年1月31日、団体交渉を申し入れたところ拒否されたので、不当労働行為救済申し立てを行い、府労委（2006年11月17日）、中労委（2008年3月25日）で労組法上の労働者性が認められたが、東京地裁で労働者性が否定され救済命令が取消され（2009年8月6日）、東京高裁でも控訴が棄却された（2010年8月26日）。

しかし、最高裁では、INAXメンテナンス事件、新国立劇場事件に続き労組法上の労働者性が認められる勝訴判決を勝ち取り（2012年2月21日）、差戻し審も勝訴し（2013年1月23日）、会社の上告が棄却され（2014年2月20日）勝訴が確定した。

(2) 最高裁判決の意義

最高裁判決で最も評価される点は、労組法上の労働者性は、契約形式からではなく実態に即して判断されるべきこと、契約形式を利用した労組法の脱法行為を許さないという最高裁の明確なメッセージが示されたことである。これは、個人代行店の労働者性を判断する5事情について

て、契約形式や法的義務の観点からではなく、事実のままに判断していること、例えば、「諾否の自由」について、「当事者の認識や本件契約の実際の運用」と判示していることから首肯される。注目すべきは、個人代行店が源泉徴収や社会保険料の控除を受けておらず、確定申告を行っている点に関して、わざわざ「実態に即して客観的に決せられるべき労組法上の労働者としての性質がそのような事情によって直ちに左右されるものとはいえない」と直截に判示していることである。

東京地裁、東京高裁の敗訴判決という試練を乗り越えて、最高裁3判決と呼ばれる労働者性を肯定する最高裁判決を勝ち取ったことは、非労働者化政策に待ったをかけ、労働者の労働基本権・生存権確立の闘いを大きく前進させるものである。

3 損害賠償請求事件

東京地裁、高裁で代行店の労働者性が否定されるという厳しい時期であった2011年4月12日、分会員2名が組合活動を嫌悪して受注件数が減らされ損害を被ったとして損害賠償請求を提訴した。訴訟の目的は、団体交渉を求めるのみでは経済的な損害を回復できないこと、東京のみならず大阪で裁判闘争を展開することで運動を広げることにあった。

提訴後、最高裁判決の勝訴を受けて、不当労働行為を前面に出し、他の代行店との対比において収入に格差があることを立証するために会社の保有資料の文書提出命令を行い、裁判所の勧告で会社から提出された資料を分析し、比較対象を分会脱会従業員として格差を主張した。

4 ビクターサービス支部継続雇用拒否事件

ビクターエンジニアリングでは、統一労組とVES

労組があったが、統一労組は、2004年に大規模なリストラと闘うために、JMIUに加盟し、ピクターサービス支部となった。支部は、代行店の分会結成を支援し、労働者性を認めさせる労働委員会、裁判闘争を全面的に支援した。会社は、JMIUの活動を嫌惡する言動を繰り返し、組合活動に制約を加えたり、残業を拒否したりする不当労働行為を繰り返した。そして、会社の2001年4月導入の継続雇用制度では意欲があり健康であれば継続雇用される制度であったが、2007年4月の制度改定で「直近2回の業績ランクとも標準を上回っている者」との要件が付け加わった。会社は、この要件で支部の役員経験者らの継続雇用を拒否した。

2013年6月28日、執行委員長であった新垣内さんが、継続雇用拒否は不当労働行為として府労委に救済申し立てをした。また、2014年12月、地位確認と損害賠償請求の本訴を提起した。

5 一括解決の経過と意義

2015年1月、継続雇用拒否事件の府労委から和解の打診があり、会社側の意向も聞くなかで、分会の団交要求、損害賠償請求事件も含めた全体解

決の機運が生じた。組合側としても、両事件とも会社によるJMIUの活動を嫌惡した不当労働行為であり、根っこは同じであり、一括解決には異存はなかった。2月20日両事件を併合のうえ一括して和解が成立した。別々の裁判・労働委員会で争われ、それぞれに困難な争点を抱えた事件について、これ以上の争議の長期化を避けて、和解で一举に解決できたことは、大きな意義があったものといえる。

山口さん岡野さんら分会員の方、そして新垣内さん、吉田さんら支部役員らには9年間の闘いは本当に長く苦しかったであろうと思う。東京高裁、最高裁での闘いでは、裁判傍聴に原告と支援者らが深夜バスで往復した。通称「弾丸バス」と呼ばれたが、大阪の争議の歴史のなかでも長く語り継がれるであろう。

この長い闘いの成果は、「偽装」委託契約で働く全国の労働者を励ます画期的な最高裁判決の獲得と今回の争議の一括和解となって結実した。まさに「闘ってこそ明日がある」である。

(弁護団は当事務所からは鎌田幸夫)



津田電気計器事件 —高年齢者の雇用を守る闘い

弁護士 鎌田 幸夫

1 事業の概要と闘いの経過

岡田、植田、中田さんらが中心となり1974年に津田電気計器株式会社に労働組合を結成した。当初は全大阪金属に加入していたが、その後全大阪金属は、JMIU（現JMITU）と合併した。岡田組合員は書記長、植田組合員は委員長、中田組合員も執行委員であった。この組合は、全大阪金属時代から活発な活動を展開し、指名ストとか出張拒否など様々な戦術を用い、労働条件の向上を目指して闘った。会社から「全大阪金属を抜けると、1億円の取引を取っていたに等しい。上部団体を変わってくれ」とか、「徹底的な脱退工作等不当労働行為が行われた。私は、弁護士になった当初より、組合とずっと付き合いがあり、労働委員会や裁判、仮処分など、本当にさまざまな事件を担当したが、命令、決定は7～8件ある。

2004年改正高年法9条により、65歳までの継続雇用が法的義務化され、定年年齢の引き上げ、継続雇用制度の導入、定年制の廃止のいずれかをとることになったが、当時8割近くの企業が継続雇用制度を導入した。そして、継続雇用制度では、労使協定を結べば継続雇用をする対象者を選別する制度を採用することができた。

津田電気計器でも、継続雇用制度が導入され、勤務成績が基準点（0点）に達することが継続雇用する条件とされた。労働組合を脱退した2名は、いずれも40時間フルタイムで継続雇用されたが、岡田組合員は、直近年度の総点数がマイナス6点とされ、2009年1月に継続雇用を拒否された。植田組合員は同年11月に、なんとマイナス81.95点で、中田組合員も2011年3月マイナス15点で、それぞれ継続雇用を拒否された。岡田組合員については、2009年3月、大阪地裁に地位確認と賃金請求訴訟を提訴し、2010年9月30日大阪地裁で勝訴、2011年3月25日大阪高裁で勝訴し、会社が上告したが、2012年11月29日最高裁でも勝利した。岡田組

合員については、確定した最高裁判決に基づいて遅延損害金と在職中の一時金の支払いを求めて大阪地裁に提訴した。

他方、植田、中田組合員については、2010年11月不当労働行為救済申し立てを行い、中田組合員は、あわせて地位確認と賃金支払い請求を地裁に提訴した。そして、2013年2月21日、大阪府労委で、継続雇用を命じる命令を勝ち取った。同事件は、会社の再審査申立てにより、中労委に係属していた。

2 高年法事件の最高裁判決と労働委員会命令の意義

（1）最高裁判決の意義

岡田事件で最高裁は、高年法9条1項2号所定の継続雇用制度で継続雇用基準を満たしていない労働者に対して、継続雇用基準を満たしていないものとして継続雇用を拒否した場合には「客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない」とし、「嘱託契約の終了後も本件規程に基づき再雇用されたと同様の雇用関係が存続しているとみるのが相当」であるとして、雇止め法理を類推適用して継続雇用の存続を認める初判断を下した。高年法下の継続雇用拒否について当時、全国で6400社が選別基準を定めており、再雇用基準に満たないとして雇用されなかった者が1年間で約6000人いるなかで、この最高裁判決は、選別基準による恣意的な雇い止めの歯止めとなつた。

なお、2012年改正高年法で、2025年3月までに選別基準が段階的に廃止されることになり、就業規則の解雇・退職事由がなければ継続雇用を拒否できないことになった（平24.11.9厚労省告560号）。津田電気事件最高裁判決は、高年法9条に基づき導入された継続雇用制度を通じて労働者に継続雇用の期待が生じると解釈するも



のであり、選別基準がなくなった2012年改正後の継続雇用拒否も津田電気最高裁判決の射程が及ぶ。

(2) 大阪府労委命令の内容と意義

植田、中田事件の府労委命令の意義は、高年法下における初めての継続雇用を命じる労働委員会命令である点である。会社による植田組合員の査定はマイナス81.95点、中田組合員の査定はマイナス15点であり、岡田さんのマイナス6点と比べて大変厳しい点数であったが、命令は、それぞれプラス6.05点、プラス34点として継続雇用を命じた。命令は、高年法下で初めての継続雇用を認めたものであり、使用者の査定をマイナス82点からプラス6点に、90点近く是正した画期的なものである。

申立人側が、①過去の不当労働行為（組合嫌悪意思）②査定の運用の恣意性、③当該組合員が他と遜色ない勤務態度、能力、成績であったことを一応疎明すれば、会社が、非組合員、継続雇用された者と比べて当該組合員が劣っていることを具体的に疎明しなければ（単に、当該組合員が成績、能力が劣っているというだけでは足りない）、査定の不当労働行為性が認定される。裁判における立証の困難さを考えれば、不当労働行為事案では、労働委員会を活用すべきである。

3 全面和解の経過と意義

会社は、植田組合員、中田組合員の労働委員会命令には会社が再審査を申立て、中労委において

も和解協議を拒否し、あくまで命令をとる姿勢であり、2015年2月に集中証拠調べ期日が入り、大阪地裁で継続していた中田組合員の地位確認請求訴訟については、同年1月に証拠調べが行われ、3月末までには判決が言い渡される予定であった。

ところが、裁判所より、和解打診があり、その後協議した結果、2015年2月23日、大阪地裁で、中田組合員の地位確認事件と植田組合員、中田組合員の中労委における再審査申立事件を一括して解決する和解が成立した。

4 最後に

津田電気争議の意義は、定年後再雇用拒否に関するリーディングケースとなる最高裁判決を勝ち取ったことである。もっとも争議の本質は、高年法下における対象者選別基準を恣意的に利用した組合員排除の不当労働行為であった。忘れてはならないのは、組合結成後40年に及ぶ地道な組合活動、活発な争議行為、これを嫌悪する会社の不当労働行為との積極果敢な闘いの積み重ね、そして、職場における技術者として誠実な労働があった（岡田事件では、表彰状をもらっていたことがプラス5点と評価となり基準クリアした）からこそ、会社の攻撃を跳ね返し、一連の裁判、府労委の勝利があったということである。地道な日常の職場闘争の積み上げと団結して闘えば展望が開けるということを津田電気争議は教訓として示している。（弁護団は当事務所からは鎌田幸夫、谷真介、中村里香（当時））

「維新」型首長・自治体における職員・労働組合攻撃との闘い

弁護士 谷 真介

1 はじめに

2008年、維新の会の創設者である橋下徹大阪府知事が誕生した（橋下氏は2010年4月に大阪維新の会を結成）。「維新」政策の問題点、またこれに対する事務所の活動としては、学校を競争の場にすることを指向する教育政策や、2015年と2020年に2度住民投票が実施・否決された大阪市の廃止と特別区への分割する「大阪都構想」、大阪IR（別稿参照）などがあるが、以下では職員・労働組合攻撃の観点に絞る。

2 大阪府下で拡がった自治体における職員・労働組合への攻撃とその狙い

「橋下維新」の政治手法は既得権者を敵とし、徹底的に叩くことにより、閉塞した現状に不満をもつ大阪府民の支持を調達するものであった。この矛先が顕著に職員・労働組合に向けられるようになったのが、2011年11月の大阪府市ダブル選後、橋下大阪市長・松井大阪府知事が誕生したときからである。

橋下氏は、大阪市における自治労（大阪市労連）組合と大阪市との長年の「労使癒着」に目を付け、在阪マスコミを煽る手法により、職員・労働組合を「既得権者」であり「市民」の敵とするイメージを植え付けた。ありとあらゆる職員・労働組合攻撃を行い、それをマスコミで喧伝して「市民」の喝采を浴び、圧倒的な「支持」を得るようになつた。橋下氏がとった自治体首長等における職員・労働攻撃の手法は、大阪府市を爆心地とし、大阪府下の衛星都市にも徐々に拡がつていった。その狙いは、まずもって、「既得権益」として攻撃の対象としやすい労働組合をターゲットとし、これを屈服させ、「市民」の支持を調達するところにあつた。

それだけでなく「維新」型首長が労働組合を攻撃するもう一つの狙いに、首長がトップダウンに

よる行政組織を構築して自身にとってやりたい政策を実現するため、とりわけ住民目線で自治体の施策に意見を述べる職員労働組合は邪魔であり、その力を削ぐことで、住民目線ではなく上目線の職員を大量に創出し、公共サービスを意のままに縮減していくというところにもあったと考えられる。これは2012年に誕生した第二次安倍政権以降、政権が自らの政策を押し通すために批判的な勢力を抑圧してきたのと共通する意図が見て取れる。

3 職員・労働組合攻撃の手法・種類と裁判・労働委員会の闘い

「維新」型首長・議会による職員・組合攻撃の手法は、大きく分類すると、①議会を制圧して、条例制定により職員・労働組合の権利を制限する（職員基本条例、労使関係条例、政治的行為制限条例等）、②労働組合に対する従前の便宜供与を一方的に剥奪・制限し、またこれらに関する団体交渉を拒否する、③思想信条や人格上の事由に対する直接の介入等である。

②③に関し、当事務所から弁護団に参加し、取り組んだ事件について以下とりあげる。なお、③に関して、ほかに大阪市地下鉄運転士ひげ裁判、またその他、「維新」自治体の事業の民間委託政策に伴う事件として、吹田市非常勤雇止め裁判、守口市学童保育指導員雇止め事件がある（いずれも別稿参照）。

（1）大阪市・組合事務所事件

前記のとおり橋下市長は当選直後より、自治労組合との長年の癒着に目を付けて「職員組合と市役所の体質をリセットする」とし、これまで少数組合として上記癒着を批判してきた大阪市労組も含めて、市庁舎内の組合事務所の使用許可申請を不許可とし、その退去を求めた。これを追認するかのように、翌2012年8月には大阪維新の会が多数を占める大阪市議会にて、労



大阪市・組合事務所事件
2014年9月10日 大阪地裁判決

労使組合への便宜供与をしない条項も含む労使関係条例が可決成立した。

大阪市労組は、組合事務所を明け渡した自治労組合とは異なり、組合事務所を明け渡さず維持したまま裁判と労働委員会で闘った。2014年9月、大阪地裁において、使用不許可処分を裁量権の濫用・逸脱、労使関係条例を根拠とした部分は組合の団結権を侵害するものとして適用違憲と判断、完全勝訴判決を勝ち取った。しかしながら、2015年6月の大蔵高裁判決は、当初の年度の不許可処分の違法性は維持したものとの、労使関係条例成立後の不許可処分はいずれも適法とし、結果、組合事務所の明渡しを命じる不当判決であった。市労組は上告して再逆転を期し、翌2015年11月の中労委命令では、府労委に引きつづき明渡し要求行為を不当労働行為と判断、大阪市は取消訴訟を提起せず大阪市労組には謝罪文を手交した。その後も、最高裁への度重なる補充書面の提出、弾丸バスによる毎月の要請行動など闘いを続けたが、2017年2月、最高裁は上告棄却、上告不受理とし、明渡しを命じる高裁判決が確定した。

その後、組合事務所に関する団体交渉を拒否する大阪市に対し、大阪市労組は大阪府労委に救済申立をし、府労委、大阪地裁、大阪高裁はいずれもこれを不当労働行為とする命令、判決を下し、大阪市はまたも大阪市労組に謝罪文を手交した。(弁護団は当事務所からは中西基、谷真介)

(2) 大阪市・思想調査アンケート事件

橋下市長が意に沿わない職員や労働組合を排

除する動きが加速する中、2012年2月、職員アンケートとして、街頭演説等の政治活動への参加や投票依頼の有無、労働組合活動への参加の有無や加入の有無を業務命令によって回答を強制した。これには批判が集中し、また大阪府労委が中止を求める勧告を出すに至り、野村氏は用紙やデータの廃棄に追い込まれた。

その後、思想調査というべき職員アンケートについて、50名を超える市労組の組合員（大阪市職員）が国賠訴訟を提起して闘った。2015年3月、大阪地裁は労働基本権の侵害やプライバシー侵害を認め、大阪市への賠償を命じた。大阪高裁においても賠償義務を命じる勝訴判決を勝ち取り、大阪市は上告を断念、確定した。(弁護団は当事務所からは中村里香（当時）)

(3) 泉佐野市事件

泉佐野市では、維新の会所属ではないが2011年に職員の大幅賃金カットを公約に掲げて当選した千代松大耕市長の下で、職員労働組合である泉佐野市職労に対し、組合費のチェック・オフに手数料の徴収を通告したり、組合事務所に使用料を徴収すると通告したり、団体交渉を拒否する等が立て続けに起き、泉佐野市職労は大阪府労委に6件もの不当労働行為救済申立を行った。

これらについては、労働委員会（大阪府労委、中労委）やその命令取消訴訟（大阪地裁、大阪高裁）すべて不当労働行為と判断され、最終的に大阪地裁の和解手続で全面解決に至った。(弁護団は当事務所からは谷真介)

(4) 枚方市事件

枚方市では、2015年に当選した大阪維新の会



大阪市・思想調査アンケート事件
2015年3月30日 大阪地裁判決



泉佐野市事件
2017年8月4日 争議勝利報告集会

の伏見隆市長が、2016年3月、枚方市職労が加入する「戦争法廃止・憲法守れ枚方実行委員会」による戦争法廃止署名の連絡先が枚方市職労の組合事務所（職員会館内）となっていたことを問題視し、組合事務所の使用許可の使用目的に「職員の勤務条件の維持改善及び職員の福利厚生の活動に限る」との条件を付加した。以後、枚方市当局は、枚方市職労の組合機関紙に「戦争法廃止」等の文言があると度々削除を求める

等干渉するようになり、ついに2018年末、枚方市職労が組合事務所の使用許可を取り消すことになるとして組合事務所の退去を求めた。これが支配介入等にあたるとして、枚方市職労が大阪府労働委員会に救済申立を行った。

2020年11月、大阪府労委は、枚方市が組合事務所の退去を求めたことを不当労働行為として救済命令を発出した。枚方市が取消訴訟を起こしたが、2022年9月7日、不当労働行為と認めて枚方市の請求を棄却する勝利判決、2023年6月16日には大阪高裁でも勝利した（枚方市は上告せず確定）。一方、府労委は、組合機関紙への介入に関する認定が欠落していたため、組合から中労委に再審査申立てをしたが、2022年2月22日、中労委は、枚方市による組合事務所の明渡しにかかる対応が不当労働行為であるとの判断は維持したもの、組合の再審査申立ては棄却し、課題も残された。

（弁護団は当事務所からは中西基、谷真介）

帝産湖南交通「しんぶん赤旗」記事・懲戒処分事件

—真実を伝える労働者、労働組合と赤旗

弁護士 安原 邦博

1 事件概要

滋賀県の路線バス会社帝産湖南交通（株）のバス運転手であり、帝産湖南交通労働組合の委員長であった原告が、2014年6月、バス運転手の長時間労働の実態及びパート労働者の労働条件改善の取組みについて「しんぶん赤旗」の取材を受け、それが同年8月22日に同紙上で記事となったところ、会社は、記事に誤りがあり信用を毀損するなどとして、2015年2月に原告に対し出勤停止10日の処分を断行した。原告は、2015年4月1日に、懲戒処分の違法、無効を明らかにするため大津地裁に提訴した。

2 しんぶん赤旗記事（のうち会社が懲戒事由とした部分）

・記事①

「帝産湖南交通労働組合は、パート運転者の不満をとりあげて会社と交渉しました。しかし、会社は、非組合員の問題だといって組合との交渉に応じませんでした。」

・記事②

「正社員の運転者が『君しか走るものがおらんのや』と会社に言われ、1日に早い時間帯と遅い時間帯など2人分の勤務をかけもちするよう迫られました。断り切れずに、3日間連続の長



時間労働をした翌日に、心筋梗塞で入院しました。」

3 記事を虚偽などと断じ労働者の情報提供を抑圧する判示をした地裁判決

2017年4月13日の大津地裁判決は、記事①は真実としたものの、記事②については、恒常的な長時間労働のもと心筋梗塞となったバス運転手につき、心筋梗塞の直前に「3日間連続」の長時間労働にあったと記事がしている点をとらえ、同記事が虚偽であるとして、会社の信用を毀損し懲戒処分は相当であるなどとする不当判決を言い渡した。しかしながら、同記事の核心部分は、心筋梗塞となった者をはじめとするバス運転手が恒常的な長時間労働にあったという点にあるのであり、かように枝葉の部分で真実性が立証できないことで責任を問われるのであれば、今後、労働者、労働組合も、報道機関も、職場の不当・違法な労働実態を世に訴えることができなくなる。

さらに同判決は、不当にも、「従業員が会社の内部情報を外部の報道機関に提供する行為は、～一般に、平時においては企業秩序に違反するものとして厳に慎まれるべき」などとして、職場の不当・違法な実態を報道機関に情報提供すること自体が一般的に許されないかのような判示をしており、労働者の情報提供を抑圧するものという他なかった。

4 赤旗記事の真実性及び懲戒処分の違法性を明らかにした高裁判決

かような不当判決を捨ておいては、真実を世に伝える労働運動と報道に多大なる悪影響が生じかねない。原告、労働組合及び弁護団は、何がなんでも控訴審で逆転勝利しなければならないという窮地に追い込まれ、大阪高裁では、実質的審理の口頭弁論期日を5回開かせ、更なる尋問も実施さ

せ、毎回傍聴席を支援者で埋めて（私鉄「連帯する会」に大奮闘いただいた）、主張立証を更に尽くした。

その結果、2018年7月2日の大阪高裁判決では、記事②について「3日間連続の長時間労働という以上の過酷な労働をしていた」という正当な認定をさせることができ、記事①及び②につき、双方ともその掲載ないしそれに係る情報提供行為が公共の利害に関する事実に係り専ら公益を図る目的に出たものであり、①は真実、②についても核心部分で真実であって、原告の情報提供行為は懲戒事由に該当せず、懲戒処分が違法、無効であることが確認されたのである。

5 真実を世に伝える労働者、労働組合と赤旗を守った

バス運転手の長時間労働のは正並びにそれによる労働者の健康・生命の保護及び乗客たちの安全確保は喫緊の課題であるが、それらは一向に進んでいない。かような状況のもと、労働者、労働組合が、しんぶん赤旗等の報道機関に情報提供をする等して、職場の長時間労働の実態を社会に広く訴えて使用者には正を迫ることは極めて重要であり、これは、正当な組合活動、表現の自由として保護され、また知る権利を実現するものである。

本件の高裁逆転勝訴は、真実を伝える労働者、労働組合と赤旗を守ることができたという点で、労働運動、表現の自由、知る権利に資するものである。

(弁護団は当事務所からは鎌田幸夫、安原邦博)

大阪市地下鉄運転士ひげ裁判 —労働者の市民的自由を問う

弁護士 谷 真介

1 事案の内容と裁判提起

原告ら2名は、大阪市交通局に採用されたベラン運転士で長年ひげを生やして勤務してきた。2011年末に橋下徹市長が誕生し、翌年には職員の人事評価を相対評価とする職員基本条例が策定された。交通局では整えられたひげまで禁止し指導に従わないと人事評価に反映させる「身だしなみ基準」が策定された。

原告らはこの「身だしなみ基準」によりひげを剃るよう迫られ、拒否すると低い人事評価がされた。2年連続最低区分とされた原告1名は同条例で分限免職にされる危険さえあった。そこで2016年3月、原告ら2名は、ひげを剃って地下鉄の運転業務に従事する義務がないことの確認や損害賠償を求め大阪地裁に提訴した。

労働者に対するひげの禁止が業務との関係で合理的範囲を超える場合には違法になることは、過去にハイヤーの運転手や郵便局員でも争われてきた。本裁判で大阪市は、「ひげのみを理由に人事評価を下げたわけではない」とし、原告らの勤務態度をあげつらった。原告らがひげのみを理由に低い人事評価とされたことを証明する録音を提出すると、今度は「ひげを剃るよう言ったのは指導ではなく任意のお願いだった」等弁解を始めた。

2 大阪地裁判決と大阪市の控訴、高裁判決

2019年1月16日、大阪地裁は、ひげを生やすか否か、どの様な形状のものとするかは、服装や髪型と同様、個人が自己の外観をいかに表現するかという個人的自由に属する事柄とし、「身だしなみ基準」によりひげを理由に低評価としたことは原告らの人格的な利益を侵害したとして、国賠法上違法（慰謝料各22万円）との判決を言い渡した。公務労働者のひげの制約を違法とした初めての判決であった。労働者のひげについて争われた珍しい裁判として大きく報道され、インターネットで

も賛否両論の議論が巻き起こった。

当時の吉村洋文市長は、判決直後、自らのSNSで「何だこの判決。控訴する」と述べ控訴した。

3 大阪高裁の審理、判決と本裁判の意義

高裁では結審後、和解協議が行われたが、大阪市は謝罪も賠償もしない態度を貫いたため判決となった。

2021年9月6日、大阪高裁は大阪市の控訴を棄却する判決を言い渡した。地裁の判断を基本的に維持しつつも一歩進め、身だしなみ基準が職員の任意による協力以上の拘束力を持ち人事考課で考慮事情とするのであれば同基準自体違法となるとした。判決の最後には、強制にわたるひげ禁止規定であれば違法になる以上、「原告らが本件身だしなみ基準に従わずひげを生やしていたことを『ルール無視』というのは当たらない」と示した。インターネット等で「使用者が決めたルールを守れないなら（職員を）辞めれば良い」と呼ばれる風潮に対し、労働者の職場における個人の自由の尊重の観点から警鐘を鳴らしたものである。

大阪市は上告を断念し、判決は確定した。裁判中に大阪市営地下鉄は民営化されたため、今後はこの判決を大阪メトロの職場、またすべての職場に活かしていく取組みこそが重要である。

（弁護団は当事務所からは谷真介）



吹田市非常勤職員雇い止め事件

弁護士 中西 基

1 はじめに

有期労働契約の期間満了による雇止めについては、1974年の東芝柳町工場事件最高裁判決以来、いわゆる解雇権濫用法理の類推適用によって救済がはかられ、2012年の労働契約法改正によりそれが法文化された。

ところが、労契法は、公務員にはその適用が除外されている。これまでの裁判実務でも、公務員の「任用」は労働契約ではないという公法私法二分論によって、解雇権濫用法理の類推適用が排除されてきた。これまでに非常勤公務員の雇止めを無効として地位確認を認めた例は、情報・システム研究機構（国情研）事件・東京地裁平18.3.24判決だけであり、これについても控訴審の東京高裁で逆転敗訴している。

このような裁判実務のあり方は、非正規公務員がますます増加を続ける現実と大きく乖離しており、是正される必要がある。厳しい見通しのなか、果敢に裁判闘争に立ち上がったのが吹田市非常勤職員雇止め事件であった。

2 概要

原告2名は、吹田市が市立総合福祉会館において実施してきた障がい者を対象としたデイサービス事業に従事する非常勤職員だった。期間1年間の任用を22年と25年にわたって繰り返して働いてきた。「福祉の吹田」を標榜していた吹田市は、1987年に福祉拠点となる総合福祉会館を設立し、その中で全国でも珍しい高齢者・障がい者に対するデイサービス事業を開始した。原告らはこの事業の立ち上げ当初に非常勤職員として採用され、正規職員とともに福祉の最前線で奮闘してきた。

ところが、2011年に井上哲也市長（大阪維新の会）が就任し、公共サービスを切り下げる民間委託が次々と強行された。原告らが従事していたデ

イサービス事業についても2012年10月をもって民間委託されることになり、正規職員は他の職場に配置転換されたが、非常勤職員であった原告らは2012年9月末をもって雇止めされてしまった。

吹田市では、過去には一度も本人の希望に反する雇止めはなかった。担当していた事業が廃止される場合でも、配置転換により雇用が守られてきた。雇用継続への期待が裏切られた原告らは、大阪地裁に地位確認等請求訴訟を提訴した。

3 裁判の結果

2013年3月に提訴してから、大阪地裁で3年余にわたって審理が行われた。

裁判では、金沢大学の前田達男名誉教授の鑑定意見書を提出した。前田意見書では、日本の戦後の公務員法制のモデルとなったドイツ官吏法にまでさかのぼり、公務員の「任用」の法的性質について、法令によって規律された特殊な公勤務契約であると分析したうえで、更新を前提として任用されてきたケースにおいては、再任用における更新・不更新は決して自由裁量ではなく、正当な理由のない再任用拒否は違法であるとの解釈が示された。弁護団は、この前田意見書が示した法解釈に基づいて、原告らの採用の経緯、長年にわたる更新の実態、住民サービスにとって不可欠な業務の内容等を詳細に主張立証した。

裁判中である2015年4月には「維新市政からの転換」を掲げた後藤圭二市長が当選したこともあり、いったんは市との間では和解の合意が成立した。しかしながら、後藤市長がその和解議案を市議会に提案したところ、維新の会だけでなく、自民党までこれに反対し、和解議案は否決された。

結局、大阪地裁では敗訴、その後、大阪高裁、最高裁まで闘ったものの、敗訴となった。
(弁護団は当事務所からは中西基、谷真介)

大阪医科大学労契法20条裁判 —非正規労働者の格差是正の取組み

弁護士 谷 真介

1 裁判の経緯と事案の概要

新自由主義改革によって企業にとって使い勝手の良い労働者として4割近くまで増加した非正規労働者が、2008年のリーマンショック後、派遣切り等が吹き荒れ、その低賃金かつ不安定さが社会的に浮き彫りになった。その後政権交代がおき、有期労働者に初めて規制強化がされることになり創設されたのが2013年に施行された旧労契法20条（有期労働者に関し無期労働者との不合理な労働条件を禁止）であった。

2013年、私が事務所のホームページにこの労契法20条に関する解説記事を投稿した。その投稿をみて、自分にこれが当てはまるのではないかと事務所に相談にこられたのが、本事件の原告の方である。

原告は、2013年1月に大阪医科大学にフルタイムのアルバイト職員として採用され、以後大学に8つある基礎系研究室の1つで秘書として勤務してきた。各研究室には、各1～2名の秘書が配置されていた。秘書を含む大学の事務職員には、正職員（無期、月給制、賞与あり）、契約職員（有期、月給制、賞与約8割）、アルバイト職員（有期、時給制、賞与なし）があり、フルタイムのアルバイト職員は労働日・労働時間は正職員と同じであった。一方、アルバイト職員の労働条件は正社員に比して格段に低水準であった。特に正職員には毎年一律に月給4.6か月分の賞与支給がある（同じ有期雇用労働者である契約職員にも正職員の80%の支給率で賞与が支給されていた）一方、アルバイト職員には賞与がなく、そのため年収にして新規採用正職員の約55%という大きな格差があった。

原告は2015年8月、基本給や賞与、休暇等の格差について、旧労契法20条違反であるとして損害賠償等を求める裁判を大阪地裁に提訴した。郵政20条裁判やメトロコマース裁判などとともに最高

裁まで争うことになる極めて重要な裁判となつた。

2 大阪地裁での全面敗訴と画期的だった大阪高裁逆転判決

一審大阪地裁（2017年1月24日）は、全面的に原告の請求を棄却した。特に賞与については、その趣旨を「長期雇用のインセンティブ」にありアルバイト職員にはこれが当てはまらない、年収が新規採用正職員の55%であっても一定の相違に留まっているとし、労契法20条に反しないとした。

これに対し、大阪高裁（2018年2月15日）は、労契法20条を職務の内容等の違いに応じ均衡のとれた待遇を求める規定で、各労働条件の趣旨を前提に職務内容等の考慮要素から均衡がとれているかで不合理性を検討するとした上で、本件の賞与について、その支給形態（職務内容や勤続年数等を問わず一律に4.6か月分支給）から、算定期間に在籍し就労していたことの対価及び一律の功労報償にあるとしフルタイムのアルバイト職員に賞与を全く支給しないことは不合理であるとした。そして付随的に長期就労の誘因という趣旨もあること、契約職員に80%の支給率で賞与が支給されていることを踏まえて、支給率60%を下回る部分を不合理とした。当時、賞与の格差について労契法20条違反と断じた初めてかつ唯一の判決として、「非正規労働者に光」と大きく報道され、全国の非正規労働者を勇気づけた画期的勝訴となつた。2018年11月にはその画期的な判決が評価され、日本労働弁護団賞も授与された。

3 再逆転敗訴となった最高裁判決とその大きな問題点

2020年10月13日、最高裁は、高裁判決を変更し、賞与格差を「不合理とまでいえない」として格差を容認、この点に関する原告の請求を棄却した。

痛恨の再逆転敗訴判決となった。

最高裁は、本件の賞与の趣旨について、労務の対価の後払いや一律の功労報償、将来の労働意欲の向上等の趣旨を含むとしつつ、「正職員としての職務を遂行する人材の確保や定着を図る目的」にあるとした。また職務内容や配置の変更の範囲に「一定の」相違があるとし、さらには正職員秘書をアルバイト職員に置き換える過程であったこと、正職員等登用制度があることを「その他の事情」として考慮して格差は不合理とまでいえないとした。本来使用者が具体的な相違理由を説明できなければ不合理とされるべきであるが、かかる「正社員としての人材確保・定着論」を許せば、「賞与は正社員に支給するものだから非正規には支給しない」と企業が主張するだけでいくら格差が大きくても不合理といえないことになる。最高裁はこのマジックワードを採用し、相違の具体的説明を不要としてしまった。

最高裁は法律判断のみを行うはずが、本件では職務内容の相違や配置転換の有無等について細かく判示した。実態としては原告と正職員秘書の職務内容の相違は、研究室の特色による相違にすぎない僅かな相違であり、業務量は遙かに原告の方が多かった。最高裁には不合理性を認めないと結論が先にあり、その結論にしたがった恣意的に評価した事実を不合理性を否定する要素としたのである。

4 聞いの意義

—不当な最高裁判決を乗り越えるために

最高裁は、本件や退職金の相違が争われたメトロコマース事件で格差の不合理性を否定する一方、手当や休暇の格差の違法が争われた日本郵便事件では格差の不合理性を全面的に肯定した（これ自体は画期的である）。最高裁は自らへの世論の批判を避けながら、影響の少ない手当については是正を求め、「それで十分だろう」と言わんばかりに、雇用差別の本丸である賞与・退職金について企業の経営判断を絶対視し、一部も格差是正は認めないと拒否反応を示した。

日本型の正社員中心の終身雇用制がすでに崩され、非正規労働者が4割にも及び両者の間の大きな格差が社会問題となっているにもかかわらず、



最高裁はいまだその長期雇用システムの維持に固執し、象徴ともいえる基本給や賞与、退職金の格差を容認する考えを示した。極めて政治的で、差別が許されないという人権課題であるという意識は見られず、時代の流れにも背を向けている。

しかし、全国の非正規労働者を背負って最後まで闘った原告（5年以上の裁判で得た賠償は、高裁で不合理性が肯定された夏期有給休暇の格差分約5万円であった）の思いに報い、最高裁で敗訴判決を受けてしまった弁護団としての責任を果たすため、何としてもこの不当な最高裁判決を克服しなければならない。そのために必要なのは、全国の非正規労働者の格差是正の悲痛な声を漏えさせることなく、この最高裁判決を徹底的に批判し、非正規格差是正の運動・裁判を愚直に続け、世論を変え、司法を変えていくしかない。最高裁判決後、いくつかの労働組合の学習会に呼ばれたが、その場でも、この非正規労働者の格差是正の問題は、労働組合の存在意義と力量が問われる問題だとして、一朝一夕にはいかないが、職場で一緒に粘り強く、自分のこととして取り組んでいきましょうと呼びかけてきた。その後2021年4月に完全施行された新しいパート有期法8条、9条による裁判もいくつか闘っている。今後も私自身、また事務所の重点課題として引き続き取り組みたい。

最後に、私の事務所ホームページの記事をみて相談に訪れられ、5年間ともに闘い抜いた原告の方に、事務所50周年の報告の場を借り、深く感謝を申し上げたい。

（弁護団は当事務所からは鎌田幸夫、谷真介）

守口市学童保育指導員雇止め事件

弁護士 谷 真介

1 学童保育の民間委託と雇止めの経緯

守口市は50年以上、学童保育事業を直営で実施してきた。保護者と指導員・労働組合、市当局も一緒になり、学童保育の質を向上させ、全国でも折りの水準をつくりあげてきた。

しかし大阪維新の会の市長が誕生後、プロポーザル（公募型指名競争方式）で民間委託され、共立メンテナンスが受託した。守口市の非常勤職員であった原告ら指導員は、共立に期間1年の契約社員で採用され、引き続き働いた。プロポーザルで共立は保育内容を変えないと述べたが、実際は児童が楽しみにしていた行事を行わない等、後退させた。懸念する原告ら指導員が意見を述べると、共立はこれを反抗的として様々対立した。大阪府労委で団交拒否救済申立て事件が係属する中、2020年3月末、共立はわずか1年で13名のベテラン指導員を雇止めした。コロナ禍での一斉休校中、指導員らが児童のため連日一日保育を必死に行う最中であった。組合役員は全員が雇止めされる等、組合員を徹底排除する目的は明らかであった。

9名の原告が立ち上がる決意し、同年5月に大阪地裁に提訴、8月には組合として大阪府労委に救済申立てを行った。

2 二度の労働委員会命令と自治体の入札参加資格停止処分、大阪地裁での和解

先行団交拒否事件で共立は府労委に欠席を繰り返し、府労委、中労委で救済命令が出された。すると府下の自治体及び京都市が共立に入札資格停止措置（行政処分）を出した。雇止め事件でも、府労委は、組合員らの原職復帰命令など全面勝利の救済命令を出した。命令後に、京都市が二度目の入札資格停止処分（命令を履行するまで解除されない重い処分）を出し、共立が当時、京都の世界遺産・仁和寺前で進めるホテル建設計画がストップする事態に発展した。

2022年4月、大阪地裁で、共立が原告らへの雇止め通知を撤回した上での雇用関係を会社都合で解消すること、共立が原告らと組合に既払金を含め合計約1億3450万円（原告らが共立が受託した期間就労していれば得られた4年間の賃金・賞与総額を上回る）を支払うこと、誓約文を組合に手交すること等の和解が成立した。その後、支援者が見守る中、共立が組合に誓約文を手交し、事件は終結した。

3 成果と課題

職場復帰こそ実現しなかったが、一度も更新がされず雇止めされるという困難な事件において最大限の成果を勝ち取れた。一方、本件は公共サービスとして本来自治体が実施すべき事業について、利益優先の営利企業に委託したことによる矛盾が大きく現れた。守口市は委託後、不当労働行為を繰り返す共立を全く指導せず事態の解決を図ることはなかった。共立は利益優先で保育内容を後退させ、意見したベテラン指導員を大量に雇止めした。

自治体業務の民間委託は「国策」としてあらゆる業務について全国的に進んでいます。学童保育のように公益性が高く、企業の利益追求とは相容れないものを民間委託することの是非が改めて問われている。（弁護団は当事務所からは谷真介）



吹田市立図書館シックハウス事件

弁護士 森平 尚美

1 事件概要

吹田市立中央図書館北千里分室で、2001年11月から2002年3月に全面改裝工事を実施。3月20日に工事完成・引渡、22日から職員5名（正規職員2名、非常勤職員3名）が勤務再開。同年4月頃から職員5名全員が相次いで目やのどの痛み、鼻水、頭痛等の症状。5月中旬頃に吹田市職員労働組合を通じ職場環境改善を求め、6月18日実施検査で国の定める指針値を上回る濃度のトルエンが空気中から検出。その後に、完成・引渡時点の検査で指針値を大幅に上回る高濃度トルエンが検出されていたことが発覚。その後、職員全員に「化学物質過敏症」の診断。4名は数か月間休職。その後も多様な化学物質の暴露で症状再発の状態が継続し、日常生活に多大な支障を抱えている。5名は公務災害・労災の認定申請。2004年7月に地公災基金大阪府支部は公務外の認定。2007年1月に茨木労働基準監督署は業務外の認定。審査請求、再審査請求のいずれも棄却。2008年と2009年に、大阪地裁へ各取消訴訟を提訴。

2 訴訟の経緯

地公災・労災の両事件は大阪地裁で同時並行の審理。2012年12月いずれも棄却判決。大阪高裁へ各控訴。控訴審は各部に係属（地公災第2民事部・労災第3民事部）。訴訟指揮の違いのみで、ともに新たな証人尋問採用なく数回の弁論期日を経て結審。なお控訴審では、新たに専門家（近畿大学医学部講師）の意見書を提出。2013年11月29日（労災）、2014年2月5日（地公災）、各控訴棄却の判決。いずれも上告せずに敗訴が確定。

3 爭点（公務・業務起因性）

訴訟の主たる争点は、トルエン等への暴露と化学物質過敏症の発症との相当因果関係（公務・業務起因性）であった。原告らは、同職場の5名全員が同時期に同様の症状を発症し医師により化学物質過敏症の診断を受けたこと、北千里分室では指針値を5倍以上上回る高濃度トルエンが検出されていること等からすれば、公務・業務起因性は明らかであると主張した。これに対して被告らは、化学物質過敏症は発症メカニズムが解明されておらず、病態も依然としてなお議論の収束が見られないとして、トルエン暴露から解放された後の症状は原告らの素因（体質）と考えられるなどと主張した。

員が同時期に同様の症状を発症し医師により化学物質過敏症の診断を受けたこと、北千里分室では指針値を5倍以上上回る高濃度トルエンが検出されていること等からすれば、公務・業務起因性は明らかであると主張した。これに対して被告らは、化学物質過敏症は発症メカニズムが解明されておらず、病態も依然としてなお議論の収束が見られないとして、トルエン暴露から解放された後の症状は原告らの素因（体質）と考えられるなどと主張した。

4 控訴審判決の内容と問題点

1審判決は、化学物質過敏症を「発症」したかどうかの診断基準に、トルエン濃度の量の多寡の問題（相当因果関係の問題）を混同させ、その結果、5名全員に「発症」自体が認められないとした。これに対し原告らは、トルエン濃度に関する複数の基準値（指針値・許容濃度・管理濃度）の位置づけにつき医師や公衆衛生の専門家の意見書とともに反論し、暴露量の多寡を「発症」自体の判断基準とすることの不当性、基準値の高い許容濃度・管理濃度を指標とすることの不当性等を控訴審で主張した。しかし、控訴審判決は、第2民事部（地公災）・第3民事部（労災）ともに、1審の判断の枠組を基本的に維持したまま、暴露量の多寡を理由に、「発症」自体も、相当因果関係も否定した。

5 意義

原告らの意向も踏まえ、いずれも上告は断念し、敗訴が確定した。長年の闘争にもかかわらず被災職員の具体的救済には残念ながら結びつかなかつたが、被害が見過ごされがちな公共施設におけるシックハウス対策への警鐘を鳴らす意味で将来に向けた重要な意義があった事件であった。

（弁護団は当事務所からは中西基、森平尚美）

岸和田生活保護裁判 —生活保護稼働能力活用要件に関する画期的判決と裁判の意義

弁護士 谷 真介

1 事案の概要

朝ごはんは、10円でたくさん買えるパンの耳だけ。昼と夜は100円ショップの小麦粉とキャベツだけのお好み焼き。風呂に入れず水のシャワー。風邪をひいても、病院代も薬代もない。派遣切りに遭ってから、3日に1回はハローワークに通つて仕事を探し、求人広告にも応募したが、中学卒で自動車運転免許もないで就職が決まらない。ついに所持金が数百円になってしまった。このような状況にもかかわらず、岸和田市は、「もっと頑張れば、仕事が見つかるはずだ。だから生活保護は受けさせない。」と、稼働能力不活用を理由に原告夫婦の生活保護申請を5回（1年半）も却下し続けた（その前には申請自体をカウンター越しに追い返していた）。

「仕事が見つからなければ、餓死するしかない。」



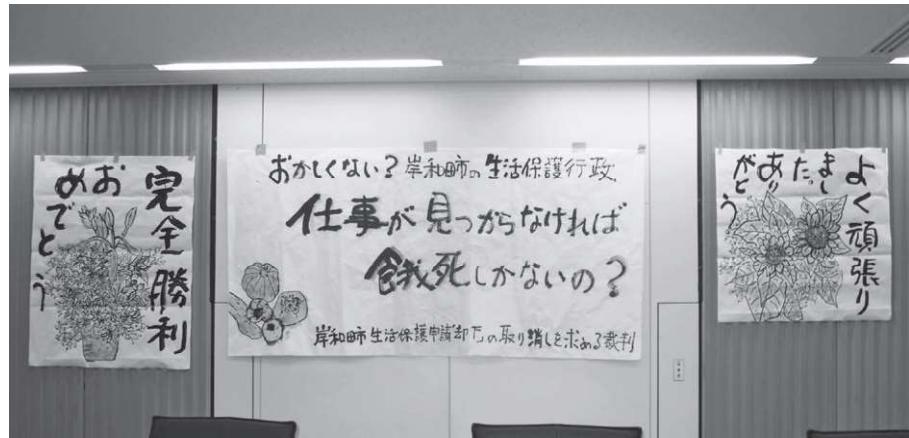
と言われたのも同然であり、原告は岸和田市の却下処分に対し、2009年11月、大阪地裁に訴訟を提起した（審査請求をしていた2回目の却下処分の取消しと1回目の申請前の申請権侵害と全ての却下処分についての損害賠償請求）。これは原告だけの問題ではないとし、岸和田生活と健康を守る会（岸和田生健会）や全大阪生活と健康を守る会連合会（大生連）を中心に、多くの支援者による支援の会ができ、幅広い弁護士による弁護団が結成された。

2 大阪地裁の審理と判決

裁判で岸和田市は「真摯な求職活動がされていない」と主張して争い、生活保護法4条1項の稼働能力活用要件が正面から争点となった。毎回の裁判で、支援者により傍聴席は毎回満席どころか、傍聴に入れず法廷の外まで支援者があふれかえり、裁判官や被告である岸和田市に迫るとともに、原告を支え続けた。訴訟の終盤では、大法廷における原告夫婦や岸和田市担当者の尋問に加え、長らくハローワークで就労支援業務に従事していた職員の方、そして原告側で稼働能力活用要件のあり方について意見書を執筆いただいた吉永純花園大学教授の尋問も採用された。簡単に判断してはいけない、しっかりと審理しなければならないという、裁判官の姿勢が垣間見られた。

そして約4年の審理の末、2013年10月31日、大阪地裁は、（2回目の）生活保護却下処分を取り消し、5回すべての却下処分及びその前の申請権侵害の違法も認めて約70万円の経済的損害及び慰謝料等の損害賠償を命じる判決を言い渡した。完全勝利判決であった。

判決は、稼働能力活用要件につき、①稼働能力があるか否か、②その具体的な稼働能力を前提として、その能力を活用する意思があるか否か、③実際に稼働能力を活用する就労の場を得ることが



できるか否か、によって判断するという従来の枠組みを踏襲しながらも、各要素については一般人を基準にするのではなく、生活保護申請者の年齢・健康状態・生活歴・学歴・職歴・資格・困窮の程度などを勘案して、申請者個人を基準に判断することを明言した。その上で、原告の置かれた状況を仔細に事実認定し、稼働能力を活用していないとはいえないとして生活保護却下処分を違法とした。

また判決は、すべての却下処分に関する担当職員や福祉事務所長の違法性を認めたほか、第1申請前の申請権侵害（カウンターで追い返し申請させなかつた行為）に関する岸和田市の行為についても、担当職員が原告夫婦の保護の開始申請の意思の有無を把握するために適切な聞き取り等を行っていれば、原告は保護の開始申請をすることができたはずであるとして国家賠償法上違法とした。

3 判決の確定、本裁判の意義

全面勝訴となった地裁判決後、原告夫婦、岸和田生健会、大生連を中心として結成された支援の会、そして弁護団は、連日、岸和田市に控訴しないよう要請行動をした。控訴期限の同年11月14日、岸和田市は控訴しない旨を発表し、判決は確定した。野口聖岸和田市長は、「本市敗訴の判決があつた生活保護却下処分取消等請求訴訟について、判決内容を精査し、厚生労働省等の関係機関と協議を行い、総合的に判断した結果、控訴を行わないこととしました。なお、今回の地裁判決を踏まえ、今後とも、生活保護制度の適正な事務執行に努めてまいります。」とコメントした。

稼働能力活用要件に関する裁判はこれまでいくつも争われてきたが、「真摯な求職活動がない」など抽象的な理由をもって申請させない、あるいは申請しても却下して認めないと、福祉事務所の行為に対し、説得的かつ明確に違法と判断し、これを司法判断として確定させた本裁判の意義は極めて大きい。

何度もくじけそうになりながらも、多数の支援者に励まされて、裁判に立ち上がり、そして勝訴を掴み取られた原告夫婦には、弁護団の一員として、心より感謝と敬意を表したい。

（弁護団は当事務所からは谷真介）

内閣官房機密費情報公開請求事件

弁護士 谷 真介

1 官房機密費情報公開訴訟、3つの裁判の大阪地裁の審理、判決

内閣官房機密費は、国民の税金から毎年10億円以上が予算に計上され、国庫から月約1億円が継続的に官房長官に交付される。官房長官は使途を全く明らかにせず自由に使うことができる。これまで国会対策費や党略的流用、私的費用としての流用など、常々不適切な使用が疑われていた。

上脇博之神戸学院大学教授が、安倍晋三官房長官等の時代の官房機密費の支出関係文書の情報公開請求を行ったところ、内閣の事務の遂行に支障を及ぼすおそれや、他国の信頼関係が損なわれるおそれ等がある等の理由で全面不開示決定がされた。2007年5月、大阪地裁に不開示決定の取消訴訟を提訴した（1次訴訟）。

裁判の審理で、官房機密費の支出が「政策推進費」、「調査情報対策費」、「活動関係費」という3類型に分類されること、支出文書として政策推進費受払簿、支払決定書、出納管理簿、報償費支払明細書、領収書等という文書が存在することが明らかになり、国はそれらの抽象的な記載事項までは明らかにしてきた。そして、国側の主張は、支払相手方や使途が記載されている文書は、使途が明らかになると機密費を使った情報収集が困難になり、内閣の事務の遂行に支障が出たり、他国との信頼関係が損なわれる、また機密費を直接情報収集先に支出する場合でなくとも（例えば「交通費」は交通事業者に支払われる）、支払相手方（交通事業者等）が判明すれば、第三者が不正な工作をかけ、政府関係者が会っていた情報提供者が特定されるおそれがある（不正工作論）等であった。

主張整理後、官房機密費の事務取扱者である内閣総務官（内閣官房の事務方トップ）の証人尋問が実施されることとなった。官僚トップの尋問が実施されることは珍しく、謎に包まれた官房機密費について何を語るのかとマスコミも大いに注目

したが、機密費の運用や支出文書の記載に関するほとんどの質問について使途が推測される可能性があるとして証言を拒絶した。

1次訴訟の大坂地裁判決は、支出関係文書のうち、官房長官が自ら使用し出納を管理する政策推進費にかかる「政策推進費受払簿」、会計検査院に提出する「報償費支払明細書」等について開示を命じ、具体的な使途と支出の相手方が記載されている領収書等の文書は不開示とした。官房機密費に風穴を開ける判決として、大きく報道された。

その後の2次訴訟（河村建夫官房長官分）、3次訴訟（菅義偉官房長官分）の地裁判決は、領収書のうち公共交通機関の交通費に関する領収書で個人名が記載されていないものについても開示を命じ、開示範囲を拡げた。

2 高裁の審理経過と分かれた高裁判決

審理が高裁に移り、国は、官房長官が直接出納管理を行う「政策推進費」に焦点を当て、たとえ「政策推進費」への繰入れ時期と金額が明らかになるだけでも、そのときどきの国内外の情報と突き合わせると使途が推測されるとし、開示に強い抵抗を示した。原告側はそれは単なる臆測であり、検証不能な臆測が出回ったところで内閣の事務の遂行に支障など生じない旨反論した。

大阪高裁でいち早く審理を終えていた1次訴訟は、結審後、2度にわたって裁判所により判決が延期され、2回目の延期の際「1次訴訟と同じ部に係っている（裁判体は別）2次訴訟との争点の共通性に鑑み、1次訴訟につき先行的に判断を下すのは相当ではないとの結論に至ったため、1次訴訟の判決期日は追って指定とし、2つの訴訟を同一の裁判体で審理した上で同時期に統一的に判断を示す」旨の「事務連絡」が出された。弁護団が調査すると、この延期で1次訴訟の主任（右陪席）裁判官が定年退官することになり、主任裁判

官を裁判体から除外して別の裁判体で判決をするつもりであるとの驚愕の事実が判明した。裁判長への面談を申し入れたが拒否され、一方的に1次訴訟の弁論再開決定が出された。明らかに経緯が不自然で、開示を認めない裁判長と開示を認める主任裁判官で意見が対立したのではないかと推測されたため、裁判官の忌避申立に至った。同申立は斥けられたが、その間に裁判体は全員交代し、新たな裁判体の下で1次・2次訴訟の高裁判決が下されることとなった。

こうして出された1次・2次訴訟の大蔵高裁の判決は、1次訴訟の地裁判決と同じ範囲で開示を命じた。2次訴訟地裁判決で開示範囲が拡がっていた点は排斥されたため半歩後退ではあったが、情報公開訴訟の鬼門とされる高裁で一部開示判断が維持されたことは大きな意義があった。

かくして合計5件の地・高裁判決で一部開示判断が続いたため、後は最高裁の判断を待てば良いと考えていたが、その後予想外の事態を迎えた。3次訴訟の大蔵高裁判決でよもや実質全面不開示とする逆転敗訴判決を受けたのである。同判決の論理は、支出の時期や金額等だけでも支払相手方や具体的な使途が一定の確からしさをもって特定できるという国の主張に沿ったものであり、痛恨であった。このような経過で異なる結論の3事件が最高裁に係属することとなった。

3 最高裁の審理と判決、開示文書について

3事件について、最高裁第二小法廷（山本庸幸裁判長）は、国と原告の上告をそれぞれ受理し、弁論が開かれた。最高裁の弁論では、巨額のお金を有した権力を国民が監視できないとその権力は腐敗すること、月1億円もの税金が投入されてい

る官房機密費の是非について主権者かつ納税者である国民自身が議論する機会を得られるようにすべきこと等を訴えた。

2018年1月18日、最高裁は、1次・2次訴訟の高裁判決より開示範囲をさらに狭め、官房機密費の本丸たる政策推進費に関する部分のみ開示を命じる判決を言い渡した。裁判中一貫して一切開示しないという態度であった国にとっては、本最高裁判決が痛手であることは容易にみてとれた。その意味で、最高裁判決は評価されるべきものであった。

判決後、請求から10年越しにようやく官房機密費の支出関係文書が初めて開示された。開示文書からは、各官房長官が官房機密費を月1億円余実際に支出していること、そのうち約9割が官房長官自らが領収書無しに自由に使用できる「闇ガネ」の政策推進費として使用されていること等の実態が判明した。原告・弁護団は、文書開示を受け、当時の菅官房長官に対し、官房機密費の支出について具体的な記録を残すこと、政治家やマスコミ（世論誘導のおそれがあるため）への支出を禁止する内規を策定すること、5～25年後に使途も含めて全て開示し不正使用を抑止することを提言する要求書を提出した。

最高裁判決時、原告・弁護団は「闇支出の一端に光」という勝訴の旗を出した。税金の使途に関する情報は、いまでもなく主権者たる国民の情報である。この判決を契機に、国民自身、そして国民の付託を受けた国会で「機密費は本当に必要なのか」、「国民が監視できなくて良いのか」等が真剣に議論されなければならない。

（弁護団は当事務所からは徳井義幸、谷真介）



IR、カジノストップ！ —鑑定談合の疑惑

弁護士 米田 直人

行政
分野

1 住民訴訟の提起

大阪市が大阪IR株式会社にIR用地として大阪市の夢洲を貸す賃料が格安であることを問題として、2023年1月16日、住民監査請求、同年4月3日、住民訴訟を行った（先行して住民訴訟が行われたため、第2次住民訴訟と呼ぶ）。

この住民訴訟の目的は、大阪市ひいては大阪市民の貴重な財産である夢洲をカジノのために貸すこと自体が問題であり、そのために地盤改良費に約790億円を市が負担し、さらにIR事業者に対して、長期間、著しく格安の賃料で貸すことによって、大阪市民に大きな不利益を与える、このことの是正を求めるものである。

2 借地権設定契約の賃料の問題点

地方自治法237条2項に、「普通地方公共団体の財産は、（略）適正な対価なくしてこれを（略）貸し付けてはならない。」と定められている。著しく格安の賃料で貸すこととは、この規定に反し違法である。

大阪市は、IR事業予定地の賃料を定めるために鑑定を依頼したが、2019年11月の鑑定では、不動産鑑定業者4社のうち、3社の評価額が月額428円／m²と完全に一致し、2021年3月にコロナ禍を経て再度行った鑑定でも、3社のうち2社の評価額がやはり完全に一致した。不動産鑑定業者は独自に調査を行い、賃料の算定条件もそれぞれ



異なって行われるため、評価額が完全に一致することは不動産鑑定業界の常識からして奇跡的なものである。

大阪市は、この鑑定を依頼する際、IR用地として利用するにもかかわらず、「IRを考慮外」とし、大阪メトロを延ばし、新駅を開発するにもかかわらず、その新駅を考慮しないという、不当に賃料が安くなるように条件設定を行っている。

そして、大阪市は、各不動産鑑定業者との間で、鑑定評価に関する評価方針、評価内容等に関するメールを行い、大阪市が1つの不動産鑑定業者のメールの内容を他の不動産鑑定業者に明らかにしたり、その1つの不動産鑑定業者から受けた評価条件をそのまま掲載してメールを送るなど、不動産鑑定の条件や方針を示唆、誘導した。しかも、大阪市は、情報公開請求に対し、メールが不存在だとして不開示とし、これらのメールを隠蔽した。その後、2023年7月、これらのメールがハードディスクに残存することが判明し、開示された。これらの事情から、官制の鑑定談合であるといえる。



3 借地権契約締結後の住民訴訟

契約締結差止めの住民訴訟が提起されているにもかかわらず、2023年9月28日、事業用定期借地権設定契約（以下、「本件契約」という。）が締結された。その賃料は鑑定で出された月428円／m²であった。

本件契約が締結され、違法な格安賃料でカジノ

事業者に夢洲を賃貸したことについて、これを推進してきた大阪市長らの法的責任のある者及びこれにより不法な利得を得るカジノ事業者に対して、大阪市（大阪市民）が受けた損害の賠償請求を行うことを求める住民監査請求を行った。

2024年10月1日には、本件契約の対象の土地の大部分を、本件契約に基づき、カジノ事業者に引き渡した。本件契約上、液状化対策工事のために使用できない範囲及び期間は、賃料が発生しない。引渡した土地の大部分は、液状化対策工事のために引き渡されているため、多くの土地で格安な賃料でさえ発生していない。

2024年11月、監査の結果が出され、それに不服があるため、同年12月、損害賠償の第2の住民訴訟を提起した。損害賠償請求を求めるべきである者に、横山市長、松井前市長、現港湾局長、前港湾局長、各不動産鑑定業者、大阪IR株式会社を挙げている。

損害賠償請求の金額は、適正な賃料と違法な格安賃料との差額で計算する。違法な格安賃料は、月額2億1073万円である。これに対し、IR事業を考慮した高層ホテルなどの用地としての適正な賃料について不動産鑑定士に依頼した結果、適正な賃料は、月額4億7060万円である。毎月、2億5987万円の損害が発生する。本件契約は、2058年4月13日までであり、2024年10月1日を起点とすると、約402.5か月であるため、損害の合計額は、1045億9767万5000円にのぼる。

4 今後について

大阪市が土地改良費として約790億円を負担することを違法な財務会計行為として問題とする第1次住民訴訟が提起されており、2024年9月9日、大阪市が土地改良費を負担すること及び大阪市が

IR事業者と土地の使用貸借契約を締結して、土地改良工事をするために土地を無償で貸していることを問題とした住民訴訟を提起された。私達の住民訴訟も、第1次、第3次住民訴訟と力を合わせて、大阪市を挟み撃ちにして追及していくと考えている。

今後も、住民訴訟と市民の運動を通じて、大阪IRカジノの問題点を広め、阻止するべく活動していきたい。

（弁護団は当事務所からは西川翔大、米田直人）



公害の原点 —全ての水俣病被害者の救済を

弁護士 德井 義幸

1 はじめに

2023年9月、大阪地方裁判所は、原告128名全員を水俣病と認め、加害企業チッソはもちろん、住民の生命と健康を守るために必要な規制を怠った熊本県、国についても連帶して損害賠償すべきことを命ずる画期的判断を言い渡した。本稿では、この判決の背景や意義について報告をする。



(毎日新聞 2023.9.28)

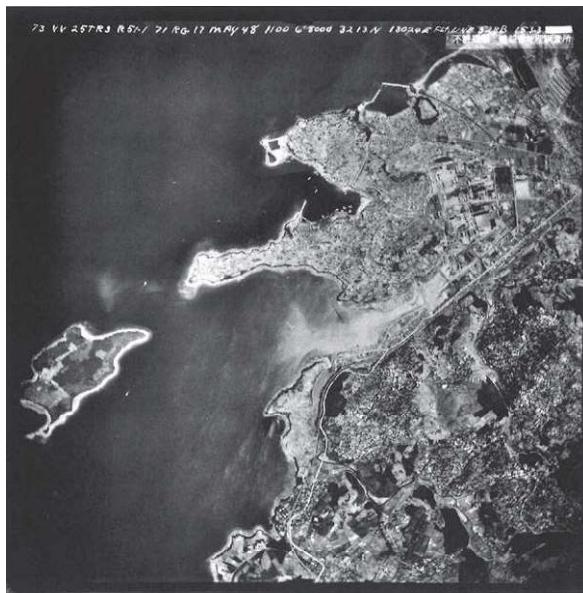
2 今も未救済の多数の水俣病患者が

この判決が明らかにしたことは、何と言っても水俣病の公式確認（1956年5月1日）から70年にもなるのに、未だ救済されない多数の水俣病患者がいるということである。なお、熊本の水俣病についてみても、地元熊本地裁では1400名の原告があり、東京にも80名近い原告が大阪同様の裁判をたたかっている。

これ程の多数の未救済の患者を生み出している原因は大きく言うと以下のとおりである。

チッソの水俣工場からは、1932年から1968年5月まで36年間にもわたって有毒なメチル水銀を含む工場排水が無処理のまま排出されてきた。戦後に米軍が撮影した写真を掲載しておくが、これ

をみても白濁した工場排水が水俣湾を越えて不知火海にも達し始めていることが判明する。この写真は1948年のものなので、これ以降も更に20年間も工場排水による汚染は継続していたということである。当然のことながら、メチル水銀汚染は水俣湾のみならず、不知火海一円に広がり、汚染された魚介類を沿岸住民が食べ続け水俣病が地域的にも時間的にも拡大されたことが、容易に推定される。



昭和23(1948)年アメリカ空軍撮影。出典：国土地理院

ところが、国・熊本県はチッソ工場排水によるメチル水銀汚染の実態を調査することもなく、汚染は水俣湾とその周辺に限られている、あるいは汚染は1969年以後はなくなっている、また濃厚な汚染にさらされて重症のメチル水銀中毒となった患者（死に至ったり全身をけいれんさせたりして廃人同様となっている）のみを水俣病としてきた。

そのため、不知火海一円に居住して毎日毎日汚染魚介類を食卓にのぼらせ、これを栄養源としてきた軽症の患者、すなわち長期にわたる比較的微量の汚染による慢性水俣病患者の存在を無視して切り捨ててきたのである。公害健康被害者補償法

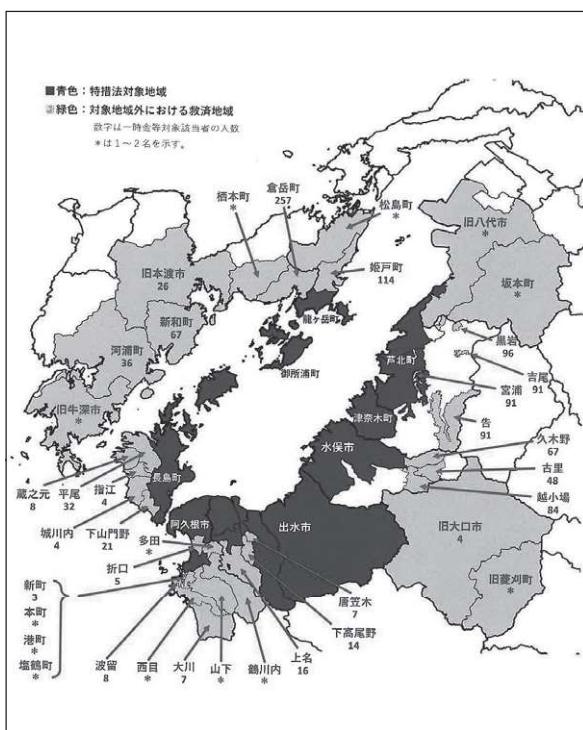
はもちろん（公健法による救済は3000名のみ）、水俣病被害者救済特措法（特措法による救済は3万人余り）もこの限界から完全には解放されていなかった。水俣病という病気を行政が一方的に決めて、加害者が被害者を選ぶという構造的欠陥と不公平のため、未救済患者が放置されてきたということである。

3 近畿訴訟判決の画期的意義

上記のような行政による水俣病被害者救済システムの限界を打ち破って、全ての水俣病被害者の救済への扉を開いたのが、2023年9月の大坂地裁判決であった。

すなわち、この判決はメチル水銀中毒症としての水俣病について重症から軽症までの水俣病患者の存在を当然のこととして認め、手足の先端優位の感覚障害等のみで水俣病と判断しうること、また汚染の地域や年代についての国・県の主張に科学的根拠のないことをはっきりと認めて、地域的には不知火海一円、時期的には1969年以降の出生者であっても、四肢末梢優位等の感覚障害のみの水俣病被害者全員を救済したのである。

水俣病患者の地理的広がりについては、特措法救済患者の分布を示す地図を見れば明らかなように水俣湾周辺のみならず不知火海一円に分布していることが明白である。



4 早期の救済に向けて支援を

ところが、残念なことに、近畿判決後に出了された熊本地裁判決は、行政に引きずられた誤った判断や除斥を理由として、原告143名の請求を棄却する不当判決を出すに至った。

しかしこの不当判決でも25名を水俣病と認定しており、やはり多数の未救済の被害者の存在を明らかにしている。新潟水俣病についても同様である。全国の原告の平均年齢は既に75才となっており、早期の救済はもはや人道問題と言って過言ではない。全ての水俣病被害者の救済は、環境問題解決の出発点である。引き続き支援をお願いしたい。

（弁護団は当事務所からは徳井義幸）

泉南アスベスト国賠訴訟の闘い —群像の勝利

弁護士 鎌田 幸夫

1 闘いの始まり

(1) クボタショックとアスベスト問題の社会問題化

2005年6月、クボタの工場の周辺の住民が悪性中皮腫に罹患していることが報道された。クボタショックである。クボタショックを契機に、周辺住民が発症後数年以内に死亡する悪性中皮腫に罹患するおそれがあること、1000万トン以上のアスベスト含有建材が建物に使われ、解体により飛散の危険性があり、自分達にも無関係な問題ではないと多くの市民を感じ、一挙に社会問題化した。国は、アスベスト問題に関する政府の過去の対応を検証したが、省庁間の連絡が不十分であったとするのみで責任を認めなかつた。2006年2月成立の石綿救済法も国に責任があることを前提としたものではなく、療養手当が1か月10万円等不十分なものであった。

(2) 産業発展の捨て石とされた泉南地域

クボタショック直後、弁護団と民医連の医師団、「泉南地域の石綿被害と市民の会」のメンバーは、泉南地域で医療法律相談会を開いた。泉南地域は石綿紡織業の集中立地していたところであり、相当の被害者や遺族がいるはずだと考えたからである。



2010年5月19日 大阪地裁判決（1陣訴訟）

弁護団は、被害者を掘り起こし労災申請や新法申請など被害者救済活動を行うとともに、過去の行政の調査資料を収集した。国は、戦前の保険院調査で泉南地域の被害を把握しており、戦後直後の調査でも高い石綿肺罹患率を把握していた。にもかかわらず、アスベスト製品がわが国の経済産業発展に不可欠であったことから、実効性のある規制や対策が行われず、泉南地域では、地域ぐるみの石綿被害が発生したのである。泉南地域は産業発展の捨て石とされたのである。

2 国賠提訴

(1) 提訴の目標

2006年5月、被害者8名（うち家族ばく露が1名、近隣住民が1名）が、1陣訴訟を提訴した。戦前から石綿工場が集中立地していたアスベスト被害の原点の地から国の責任を問うことで、国の責任を明確にし、補償の実現と将来の被害を防止することが目的であった。原告に家族や近隣住民が加わったことが、クボタショックの住民被害の直後であっただけに、よりマスコミの大きな関心を引いて報道されることになった。

(2) 訴訟活動

弁護団は、提訴前から継続的に、大阪市立大学や立命館大学等の研究者らと共同研究を続け、国内外の石綿関連疾患の医学的、局所排気装置などの工学的知見に関する膨大な証拠を収集し、そこから事実主張を組み立ててという方針を貫いた。また、「被害に始まり、被害に終わる」の言葉どおり、若手を中心に原告の自宅に通いつめて陳述書を作成し、全員尋問を通じて深刻、悲惨な石綿被害を出し尽くした。

法廷内外で、「国は知ってた！できた！でも、やらなかった」という分かりやすいフレーズを

掲げ、裁判所門前での宣伝行動、署名提出行動を行った。

3 初めて国の責任を認めた1陣地裁判決と国の控訴

2010年5月19日、大阪地裁で石綿による健康被害について初めて国の責任を認める判決を勝ち取った。1960年以降の国の全部責任を認める画期的な判断であった。当時の長妻厚労大臣らはいったん控訴断念を表明したが、土壇場で鳩山総理大臣が仙谷国家戦略担当大臣に最終判断を一任し、国は6月1日に控訴した。

4 奈落の底に落ちた1陣高裁逆転敗訴判決

(1) 予期せぬ敗訴判決

原告らの和解勧告の上申を受けて、裁判所から国側に打診がなされたが、国は和解のテーブルに着くことを拒否し、三浦潤裁判長は、「全力で判決を書く」と宣言し、近隣ばく露状況を事実上検証するとして現地に赴き、5人の原告本人尋問を全員採用した上、結審した。原告団・弁護団には、地裁判決で否定された近隣ばく露被害を含めて勝訴できるのではないかとの期待が一挙に高まった。ところが、2011年8月25日、フタをあけてみると、近隣どころか労働者の被害についても国の責任を全て否定する全面敗訴判決であった。マスコミは「弁護団が掲げる『不当判決』をこれほど実感を持って眺めたことはない」(朝日新聞)と報じた。

(2) 全国の励ましを受けて

予期せぬ敗訴判決を受けての判決後行動のための上京は辛かった。私が励まされたのは、判決後の東京行動で団体周りをしているときのある原告の言葉だ。「判決を聞いて、(この結果が)わからなかったのかと思い、一瞬、先生らを疑った。でも先生らが、負けてもこうやって一生懸命やっているのを見て、間違っていたと思う。上告して頑張る」と。全国1035名の弁護士が上告審の代理人就任を承諾してくれた。2年半で合計17回、原告団・弁護団が上京しての最高裁判請行動と、合計14回、上告受理申立理由書の補充書を提出した。



2013年12月25日 大阪高裁判決（2陣訴訟）

5 反転攻勢の2陣地裁、2陣高裁

(1) 不当判決からわずか7か月後の2陣地裁勝訴判決

弁護団は「2陣訴訟の地裁、高裁判決で必ず勝利判決を勝ち取り、最高裁に1陣高裁判決を取るのか、2陣高裁判決を取るのかを迫ろう」という戦略を立てた。2012年3月28日、2陣地裁判決は、1960年から1971年までの国の責任を肯定した。不当判決からわずか7か月後の勝訴判決の意味は大きかった。

(2) 生涯忘れられない2陣高裁判決

2013年12月25日の2陣高裁判決は生涯忘れない。判決の要旨の読み上げが進むなかで、予想以上に国の責任の期間が長く、責任範囲が重く認められたことがわかり、法廷で初めてぼろぼろと落涙した。判決は、1958年から1995年まで、責任の範囲を2分の1とし、慰謝料額も増額した。

6 最高裁判決と最終解決へ

(1) 最高裁判決

最高裁は、1陣訴訟、2陣訴訟とも同一論点で上告を受理し弁論を開き、2014年10月9日、1958年以降から1971年までの国の責任を認めたが、1972年以降の責任を否定した。判決の言い渡しを聞きながら勝ったことには安堵したが、被害者救済が分断されたことには落胆した。勝訴の旗だしに、最高裁の外からどっとわく歓声が聞こえるなか、敗訴した原告や担当弁護士は法廷で悔し涙を流した。



2014年10月9日 最高裁判決

(2) その意義

高裁レベルで、国民の生命健康を第一とするのか、産業発展との利益考量をするのか、判断が正反対にわかれることもあり、「国は、国民の生命健康はどう向き合うべきか」という行政のあり方の根本問題に関する判断が、最高裁に求められた。最高裁が、憲法と法令に則り、生命・健康こそが至高の価値であり、国には、国民の生命・健康被害を防止するために「迅速」かつ「適時・適切な」規制権限行使する義務があることを改めて明確に判断したこと、被害者救済の立場に立ったことに最高裁判決の最大の意義がある。

(3) 最終解決と進む救済

2014年12月26日、1陣訴訟差戻し審で①厚労大臣の謝罪、②国は確定した2陣訴訟と同じ基準で賠償金を支払う、③未提訴者についても訴訟上の和解を行うなどの和解が成立し、2015年1月18日、塙崎厚労大臣が泉南を訪れて原告方に謝罪した。

大臣談話と1陣差戻し審の和解を受けてその後、石綿工場の被害者と同様の状況にあった被害者については、提訴して国と和解する途が開

かれ、最高裁判決後、10年間で約1000件程度の和解が成立し、被害救済が進んでいる。

7 「群像の勝利」とアスベスト被害者全員救済に向けた闘い

- (1) 泉南アスベスト国賠訴訟の闘いのルポルタージュ「国家と石綿」で著者の永尾氏は、泉南の闘いを「泉南の原告、弁護士、支援者らも勝つまで闘い続けた。それぞれがそれぞれの役割を十二分に果たした協働が勝利につながった」として「群像の勝利」と評した。
- (2) 泉南アスベスト国賠訴訟で国の責任が認められ、2021年5月、最大のアスベスト被害の現場である建設アスベスト訴訟でも、労働者のみならず一人親方との関係でも国が責任と建材メーカーの責任が認められた。現在、造船アスベスト被害者救済のための国賠訴訟が継続中である。泉南地域はアスベスト被害の原点の地であるが、泉南国賠訴訟の闘いは、全国のあらゆる産業に広がったアスベスト被害の救済のための「礎」となったのである。
(弁護団は当事務所からは鎌田幸夫、名波大樹(当時)、谷真介)

建設アスベスト被害の 全面的な救済と被害根絶のために

弁護士 安原 邦博

1 建設アスベストの深刻な被害

日本では、輸入量の7～8割という大量のアスベストが、吹付け、ボード、スレート等の建材に使用されてきた。そのため、大工、電工、内装工、解体工、塗装工等、あらゆる建設作業者に、肺がんや中皮腫、石綿肺等の深刻なアスベスト被害が多く発しており、その中には、労働者だけでなく、一人親方や個人事業主等も多数含まれている。建材メーカーは、アスベストの有害性を知りながら、それを警告することなく、逆に安全性をアピールして、大量のアスベスト建材を製造販売し、利益を上げてきた。また国は、何の規制も行わないばかりか、建材メーカーの要請を受けてアスベスト建材を耐火構造等に指定・認定し、使用を促進してきた。今後も、アスベスト建材を使った建物の解体・改修や、震災時のがれき処理などの際に、新たなアスベスト被害が発生する危険性がある。

2 建設アスベスト訴訟

建設アスベスト被害の全面的な救済と被害根絶のため全国で建材メーカーと国の責任を追及しているのが、建設アスベスト訴訟である。2008年に東京・横浜地裁で初提訴、現在まで大阪を含め全国で千名超の被災者・遺族が裁判に立ち上がっている。全国各地で結成した弁護団で取り組んでお



2018年9月20日 大阪高裁判決（1陣訴訟）

り、大阪アスベスト弁護団には本稿末尾に記載するおり当事務所からも多数の弁護士が参加している。

（1）2021年5月17日最高裁判決（1陣訴訟）

ア 判決の概要

2021年5月17日、最高裁第一小法廷は、神奈川1陣、東京1陣、京都1陣、大阪1陣訴訟の4つの建設アスベスト訴訟の判決を言い渡した。判決は、国の責任について、労働者のみならず一人親方や個人事業主等に対する関係でも、1975年から2004年までの間、石綿肺、肺がん、中皮腫等に罹患しないように適切な規制を行わなかったことが違法であると認め、建材メーカーの責任について、アスベストによる重篤な疾患が発症する危険性を表示する義務を怠ったことに関し、高いシェアを有するメーカーらが共同不法行為責任を負うと認めた。

イ 最高裁判決の意義と問題点

この最高裁判決は、30年にわたる長期間の国の責任を認めたこと、労働者のみならず一人親方や個人事業主等に対しても国の責任を認めたこと、建材メーカーの共同不法行為責任を認めたことなどで画期的なものであり、建設作業者の被害救済を大きく前進させるものとして高く評価できる。もっとも、最高裁が、屋外の作業者について、国の責任、建材メーカーの責任をともに否定した点は、作業実態を無視し、被害救済を分断するものであり、極めて不当である。この点は今後の闘いで克服していくことになる。

（2）国とは統一和解と新たな立法、建材メーカーとは2陣以降の訴訟で争いが続く

建設アスベスト訴訟全国弁護団と国は、最高裁判決の日に、全国で係属中の訴訟（2陣以降の訴訟）は和解による解決をおこない、未提訴



2021年5月17日 最高裁判決（1陣訴訟）

者については裁判をせずに行政手続きによる給付金（最高額1300万円）を支給する立法をするという基本合意書を締結し、菅総理が被害者代表に謝罪をした。法律（「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」）は2021年6月9日に成立し、2022年1月19日から完全施行され、建設アスベスト給付金制度が運用されている。

一方、建材メーカーは、自らが起こした多大なアスベスト被害の責任から目を背け、2陣以降の建設アスベスト訴訟で2025年になってもなお争い続けている。

3 建設アスベスト被害の根絶と救済へ向けた取組み

(1) 建設アスベスト給付金制度を全被害者に

建設アスベスト給付金制度は、証拠不十分などとして支給決定を出さなかったり、支給決定を出すまで長い時間をかけたりする等、実態に即した速やかな判断がなされているとは言いがたい運用状況にある。とりわけ労災認定を受け

ていない一人親方や個人事業主等の審査においては、客観資料の要求に固執するなど、作業現場の実態や時間経過といった事案の特質性をふまえた運用がなされていない。

弁護団では、被害者の全員救済を目標に、弁護団内で情報を収集・共有し、意見交換を行いながら、考え得るありとあらゆる証拠集めを行い、困難事案の救済へ向けて知恵を出し合っている。また、建設アスベスト給付金制度では請求権者が限定されているため、法定相続人である甥、姪らが国賠訴訟を提起せざるをえなくなったケースもあったが、2024年3月11日に大阪地裁で勝利和解をした。

(2) 建材メーカーを巻き込んだ基金の創設へ向けて

弁護団は、建材メーカーに対して、2陣以降の訴訟の早期解決に加えて、メーカーからの資金拠出による基金創設を要請している。2024年には、原告・弁護団・支援者で、近畿選出の国會議員約100名の地元事務所に基金創設へ向けた要請行動もおこなった。

(3) 被害の掘り起こし

弁護団は、常設ホットライン等による相談活動や、医療機関、建設関係の労働組合、民商その他の事業者団体等との連携、ポスターやリーフレットの配布、ネット上の宣伝等により、被害の掘り起こし活動を続けている。一人でも多くの被災者やその遺族が、自らの被害が建設アスベストによるものであることを知り、十分な救済を受けることができるよう、これからも新しい取組みを積極的に行っていく。

（弁護団は当事務所からは鎌田幸夫、谷真介、金星姫、安原邦博、西川翔大、米田直人）



2023年6月30日 大阪地裁判決（2陣・3陣訴訟）

南吹田地下水汚染公害調停事件

弁護士 西川 翔大

1 はじめに

2019年9月2日、南吹田地域に住む村瀬さんが、吹田市と南吹田にある非鉄金属業の某大手企業を相手方にして、地下水汚染浄化措置の継続を求めて大阪府公害審査会に公害調停を申し立て、2020年12月28日に公害調停が成立した。以下では、公害調停申立に至った経過と内容と、吹田市や企業の対応の問題点、解決の内容等を説明する。

2 南吹田地域の地下水汚染の発覚と圧送の開始

地下水汚染の発覚は、1991年に南吹田の非鉄金属業の某大手企業の工場に隣接する下水道マンホールから有害物質であるトリクロロエチレンが検出されたことにさかのぼる。トリクロロエチレンは、人体に取り込むと肝臓腎臓障害、神経系統への影響をもたらす有害物質である。1997年に、このマンホールから120m離れた位置にある村瀬さん宅の地下室内で湧水する地下水に環境基準を大幅に超えるシス1.2ジクロロエチレン（トリクロロエチレンの分解された有害物質）が検出された。当時、村瀬家は、生コンの圧送を業としており、設備資材置き場として地下室を設け、湧水する地下水をくみ上げて圧送車の洗浄等に利用していた。

2001年に、吹田市と相手方企業との覚書、確認書、協定書および吹田市と村瀬さんとの間の合意書により、企業の負担で、村瀬さん宅の地下室に、

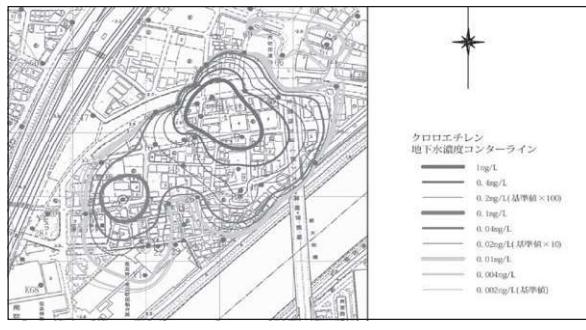
湧水をポンプで汲み上げてろ過した後圧送用ポンプで圧送する装置（圧送装置）を設置し、吹田市が設置した送水管で企業の敷地に送水し、企業の浄化施設で浄化することになった。以後、現在まで17年以上にわたり汚染湧水の圧送を続け、南吹田地域の地下水汚染浄化に貢献してきた。

3 地下水汚染の本格的調査と企業の対応

吹田市は専門家に依頼して地下水汚染の本格的な調査を開始した。2008年の調査報告書では、前年の地下水質分析、地下水位測定、地下水流向、土地の利用履歴などの詳細な調査を受け、「吹田市の水道水源に汚染が到達する可能性がある」「汚染源が相手方企業敷地内にある蓋然性が非常に高い」ことが明らかにされた。しかし、相手方企業は「関連性はうかがえるが因果関係を確認するには至らない」と正面から責任を認めることを避けた。もっとも、企業側も浄化対策に取り組むという吹田市の決定に協議には応じるということで、1号～3号の揚水井戸が設置されるに至った。これらの井戸は、高濃度地下水汚染地点に設置され、汚染地下水を汲み上げて、地下配管で相手方企業の処理施設に送水し、地域全体の地下水汚染を浄化するというものである。村瀬さん宅に設置された浄化装置も全く同じ役割を果たしてきたといえる。

4 相手方企業からの圧送装置の運用中止と吹田市からの圧送装置撤去要求

ところが、2018年9月6日、相手方企業は、突如として吹田市に対して、村瀬さん宅の地下水浄化に関する覚書を更新しないと通告してきた。これを受けて吹田市は、2019年3月に、村瀬さん側に浄化装置の撤去を求められた。しかし、圧送設備の稼働を停止すると、湧水が処理されなくなり、村瀬さん宅の地下室に汚染された湧水が溜まって



南吹田地下水汚染状況

しまうことになる。しかし、浄化装置の稼働を停止すると、現在でもクロロエチレンが環境基準の60～100倍という汚染された湧水が地下室に溜まつたままの状態となってしまう。そこで、村瀬さんは、2019年9月、吹田市と相手方企業に対して、浄化措置の継続を求めて大阪府公害審査会に公害調停を申し立てた。

5 公害調停の経過と成立

公害調停申立は、マスコミにも取り上げられた。申立人の村瀬さんはマスコミの取材に対し、「ただきれいな水にしてほしい。それだけです」と思いを述べた。そして、公害審査会での8回の期日を経て相手方企業、吹田市の理解を得ることができ、地下水汚染が一定基準以下になるまで浄化措置を継続するという内容の調停が成立した。これからも1号～3号の揚水井戸と村瀬さん宅地下室の浄化装置の4つで南吹田の地下水汚染の浄化が進められることになった。

6 終わりに

一市民が大企業と自治体を相手にする公害調停を申し立てることは大変勇気がいることであった。しかし、一方的に浄化装置の撤去を求める理不尽な要求に屈せずに、公害調停を申し立て企業と自治体に正面から真摯な対応をするように求めたことで、浄化措置の継続という結果を得ることができた。地下水汚染を浄化するためには、相当な年月が必要となるが、安全基準値以下になるまで市民が息長く監視していくことが大切である。

(弁護団は当事務所からは鎌田幸夫、西川翔大)

「吹田なんでも相談会」の取組み

弁護士 中西 基

1 「なんでも相談会」開催の経過

吹田市内では、約10年前から、「住みよいまちづくりと豊かなくらしをすすめる吹田住民団体（運動）交流懇談会」（略称：住民懇）の分野別懇談会として、反貧困懇談会（社会福祉と反貧困の懇談会）が開催されており、北大阪総合法律事務所からも私が参加してきた。この懇談会は、毎月定例で開催されており、生活保護、国民健康保険、介護問題など、市民が直面している様々な貧困問題について参加者が報告し合い、その対応等について議論をおこなってきた。

2020年4月のコロナ緊急事態宣言以降、観光業や飲食店を中心として休業や時短営業により、経営が悪化して、倒産・閉店する企業も相次いだ。そこで働く従業員にとっても、早期退職や解雇を迫られたり、大幅な収入減少に見舞われることになった。このコロナ禍のもと、市民の暮らしを支えるために、自分たちにも何かできることは何か、という観点から、「なんでも相談会」が開催されることになった。

主催は上記の反貧困懇談会で、吹田生健会、吹田民商、新婦人吹田支部、吹田労連、そして当事務所が共催団体となった。

2 これまでの活動状況

第1回なんでも相談会は、2020年9月に千里ニュータウンプラザで開催され、当事務所の弁護士らも相談員としてこれに参加した。相談員としては、他には、共催団体の市民相談員や、行政書士、社労士、介護支援専門員、障害相談支援専門員など様々な専門資格を有する者らがボランティアで参加した。

それ以来、年2～4回、吹田市内の公共施設や駅前広場など各地を巡回しながら、「なんでも相談会」が継続的に開催されている。2024年12月に

15回目が吹田市立勤労者会館とさんくす夢広場にて開催され、2025年3月に16回目が予定されている。

当事務所からは、毎回欠かさずに複数の弁護士が相談員として参加しているほか、事務局員も運営スタッフとして参加することもある。



3 活動の意義

毎回の「なんでも相談会」の開催にあわせて、地域の市民団体（生健会、新婦人）を中心として、開催場所の周辺地域に数千枚単位のチラシを全戸配布している。

また、新婦人を中心にして、食料品や日用品などを詰め合わせた「暮らし応援福袋」を、「なんでも相談会」の会場周辺で配布する取組みもおこなっている。100袋程度の物資が準備されるが、開始30分程度ですべて配布完了するほど、市民には好評である。

「なんでも相談会」の後には、参加者同士での振り返りのミーティングをおこなったり、ミニ学習会をおこなったりもしている。

このように、街頭に出ていって実施している「なんでも相談会」の取組みによって、主催団体がそれぞれ日常的におこなっている諸活動を市民に広く知つもらうことにもつながっている。相談を担当したり学習会に参加することによって各主催団体がそれぞれ力量を高めるという効果もありし、参加者同士の結束やつながりを強化することにもつながっている。

自死遺族支援弁護団での活動報告

弁護士 西川 翔大

1 はじめに

当事務所では、私と米田弁護士が自死遺族支援弁護団に所属して自死遺族に生じる法的問題に対応している。以下では、自死遺族支援弁護団での活動について紹介する。

2 自死に伴う様々な問題への対応

自死に伴って自死遺族には様々な法的問題が発生する。例えば、電車に飛び込み自死に至った場合には、電車に遅延や振替輸送が発生することから、自死遺族は鉄道会社から損害賠償請求を受ける可能性がある。また、賃貸物件内で自死に及んだ場合には、当該物件には心理的瑕疵が生じることから、自死遺族は賃貸人から損害賠償請求を受ける可能性がある。

自死遺族は、突然身近な方を失い、ただでさえ憔悴しているにもかかわらず、このような法的問題に対応しなければならない。相続放棄するべきか、鉄道会社への対応はどうするべきか、働きすぎが原因だと考えるが会社への対応をどうすればよいのかなど、遺族には様々な法的問題が同時並行的に発生する。そのため、まずは当該遺族に生じている法的問題を整理し、遺族の混乱を解消することが重要である。

3 仕事を原因とした自死

遺族からの相談で大きな割合を占めるのが、仕事を原因とした自死である。仕事による心理的負荷（ストレス）を理由として精神障害を発症し、最終的に自死に至った場合、遺族は労災請求や会社に対する損害賠償請求を行うことが考えられる。しかしながら、遺族が故人の会社での働き方や心理的負荷となる出来事を詳しく理解していることは多くない。そのため、遺族の代理人として、会社に対する照会や同僚への聴き取り、証拠保全等を行い、故人の労働時間の手がかりや心理的負

荷となる出来事を裏付ける証拠を取得することが必要となる。

また職場ではノルマ、転勤、カスハラ等の様々な心理的負荷となる出来事が存在する。昨年の精神障害を原因とした労災請求件数は過去最高を記録し、仕事を原因とした自死は減っていない。遺族からすれば会社の責任を追及するのと同時に、二度と同じような悲劇を起こしてほしくないという想いがある。私もカスハラを理由とした自死事案について、労災認定を得ることができ、企業に対して再発防止策を講じさせる契機とすることができた。このように労災認定を得ることで、企業が労働者に生じるストレスに焦点を当てて真摯に対策を検討する契機となる。そのため、根気強く様々な資料を入手・分析し、故人がいかに精神的に追い詰められるような状況（同じ立場に置かれれば誰でも精神障害を発症し得る状況）にあったのかを創意工夫を凝らして意見書等で主張している。

4 子どもの自死

最近は、子どもの自死に関する相談も後を絶たない。学校でのいじめによって自死に至ることが多いが、必ずしもいじめの存在が明らかにならない場合がある。また、いじめに至らずとも人間関係の不和、教員からの不適切な指導等の様々な要因によって子どもが自死に及ぶことがある。

子どもの自死が発生した場合、遺族は「なぜこのような事態になったのか」という想いが強い。子どもの自死が発生した場合には、まず学校において基本調査が行われる。基本調査後に行われる詳細調査（第三者委員会による調査）は、遺族が望めば行われるものであるのにそのことが周知されておらず、詳細調査に至らないケースが大半である。遺族の代理人として詳細調査に対する働きかけを行うことがある。また、子どもが学校の管

理下において死亡したことが認められれば、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付（死亡見舞金）が認められるため、代理人として給付請求手続きを行う。さらに、学校や加害者に対して責任追及を行う場合には損害賠償請求訴訟を起こすことになる。子どもの自死も世間的に大きく報道されることが多いが、一向に減少する見込みがなく、今後も更なる対応が必要となる分野である。

5 今後の取組み

最近では、自治体の窓口にも自死遺族支援弁護団のリーフレットが置かれることもあり、弁護団の認知度も上がり、より多くの案件に対応することが求められている。遺族が悲しみのどん底にある中で対応が求められ、大変なことも多いが、遺族の混乱を解消し、遺族が悲しみを乗り越え、前を向く一助となっているので弁護士として非常にやりがいのある分野であり、今後も一つ一つ丁寧に対応していきたい。

（弁護団は当事務所からは西川翔大、米田直人）

わたしたちは自死遺族支援弁護団です

当弁護団は、遺族の方々のおられた状況に配慮しつつ、医療関係者、NPO、行政などと連携をとりながら、法的支援を行うことを目的として2010年12月に結成されました。現在、仙台、東京、神奈川、名古屋、大阪、広島、福岡など約40名の弁護士によって構成されています。

よくある相談内容

- 大家から損害賠償を請求された
- うつ病で入院し、退院直後に自死。治療や退院の判断に問題はなかったか
- 職場のストレス⁽¹⁾が原因で自死した場合、どのような補償があるか
- 自殺免責を理由に生命保険の支払を拒まれたが、認められる場合はあるか
- ※2 長時間労働・パワーハラスメント・過重なノルマなど
- 債務を抱えて⁽²⁾自死した場合、すぐ相続放棄をしてしまう方がよいか
- ※1 多重債務、事業不振など
- ご存じですか？期間制限
- 法律上の請求には、それぞれ期限が設定されています。

・相続放棄・限定承認

自死後、自死の事実を知り、それによって自分が相続人であることを知ったときから3ヶ月（3ヶ月以内であれば、家庭裁判所で延長することができます）

・労災の葬祭料の請求
・労災の遺族扶養給付の請求
・損害賠償請求
・生命保険金請求

自死後、2年
自死後、5年
自死後、最短3年、最長20年
自死後、3年

万が一、期限を過ぎてしまった場合でも、対応可能な場合がございますので、一度ご相談ください。

どうぞご相談ください

当弁護団は、あなたからのアクセスを待っています。
電話・HPのご相談フォーム・FAX・お手紙…あなたにとって、相談しやすい方法をお選びください。
これらの方によるご相談は、無料です。
その後は必要に応じて、弁護団員が所属する、全国各地の法律事務所において、直接面談による相談を行っております。

大切な人を自死（自殺）で亡くした方の法律相談

いつしょに
解決して
いきましょう。

**弁護士や
支援者とともに、**

全国の弁護士が直接対応いたします。

050-5526-1044
受付時間：毎週水曜日（祝日除く） 12:00～15:00

**弁護団ホームページからも
ご相談いただけます**
<https://jishizoku-law.org/>

FAX・お手紙

①ご相談内容 ②住所 ③氏名
④連絡先をご記入の上、下記までお送りください。

FAX：06-6949-8217
お手紙：弁護団事務局まで

このリーフレットに関するお問い合わせ

自死遺族支援弁護団 事務局
〒530-0047 大阪府大阪市北区西天満2-9-8 春田第2ビル502号室
弁護士法人ライフパートナー法律事務所内
☎ 06-6949-8277 (受付時間：月～金曜日（祝日除く）10:00～18:00)

自死遺族支援弁護団

自死遺族支援弁護団リーフレット



追悼 橋本 敦 先生

弁護士 細見 茂



私共の事務所の所長であった橋本敦先生は2021年8月29日に93才で他界されました。

私共所員は橋本敦先生に対して「橋本センセー」と呼びかけることは勿論多かったのですが、時には親しみを込めて「アツシセンセー」と呼びかけ、所員間では「アッチャンがなー」と話すこともありました。

敦先生は旧制高校を卒業後、京都大学法学部に入学されたのですが、大学に在籍しながら三田学園で英語教師として働き、大学には試験だけを受けに行って卒業されたとのことですが、この間に司法試験の勉強をし29歳で弁護士登録をされました。

敦先生は弁護士として極めて有能でしたが、特に労働問題について見識が深く、教職員組合や衛都連（地方自治体の労働組合の連合体）の顧問をされるなど、労使の紛争では常に労働者の側に立って大奮闘をされ、大きな成果をあげてこられました。その成果は1968年に窪田隼人立命館大学教授との共著で「労働裁判 判例の理論と実務」という750頁の大著にまとめられています。

敦先生は1971年12月の大阪市長選挙に市長候補として共産党推薦で引っ張り出されました。当選はできませんでしたが、敦先生の演説は解りやすく説得力があり、聴衆を引きつけるものでした。

その成果でしょうか、1974年の参議院選挙で敦先生は共産党の大阪地方区候補に引っ張り出されて当選され、24年間参議院議員として大活躍されました。その間、ロッキード汚職事件では渡米して調査を重ねた末にロッキード社のコーチャン副社長と面会をし、同社からの5億円のワイロを受取ったのが当時の田中角栄首相である、との言質を引出されています。

敦先生は2001年7月に参議院議員を引退し、弁護士として私共の事務所に戻ってこられました。

その後は弁護士としての仕事はあまりされず、

事務所ではいろんな資料に目を通して、依頼されてあちこちで講師をし、また原稿を書くなどをされていました。

敦先生は、どこでも誰に対してでも決して威張らず、相手の話にはしっかりと耳を傾け、私共所員に対しては常に全員に「ご苦労さん」とねぎらいの言葉をかけるなど多くの心づかいをされ、しかし権力をかさにきての不正に対しては毅然として闘ってこられました。

敦先生が亡くなられたのは大変残念なのですが、私共は敦先生に、「ご苦労さまでした。ありがとうございました。」との思いを強く抱いています。



年表

年	月 日	社会の動き	月 日	事務所の活動(所員が参加する弁護団事件)
1973 昭和48	9. 7 10	長沼訴訟で自衛隊に違憲判決 石油危機		事務所名を「大阪民主共同法律事務所」 から「東梅田法律事務所」に改称 橋本敦・山田一夫・川西渥子・細見茂・ 西元信夫弁護士在籍
1974 昭和49	8 11	ウォーターゲート事件、ニクソン辞任 田中角栄首相辞任	1	橋本敦弁護士参議院選挙(大阪地方区) に出馬、当選 地域事務所として始動 豊川義明弁護士入所
1975 昭和50	4	東京都知事美濃部氏3選、大阪府知事 黒田氏再選 サイゴン陥落—ベトナム完全解放	4	内山正元、斎藤浩、佐伯雄三弁護士入 所
1976 昭和51	1 7	ロッキード問題表面化 田中前首相らロッキード事件で逮捕	4 9 10	橋本二三夫弁護士入所 西天満パークビル3号館(当時の名称 「高橋ビル南館」)に事務所移転 事務所名を「北大阪総合法律事務所」 に改称
1977 昭和52	7	三原防衛庁長官、有事立法の検討を内 局幹部に指示	4	地域の法律相談定例化 豊川弁護士 77~79年 民法協事務局 長 芝原明夫・山口健一弁護士入所
1978 昭和53	7	栗栖統幕議長、有事における自衛隊の 超法規的行動を肯定 福田首相、有事立法研究推進について 閣議了承をとる		
1979 昭和54	1	「人類は児童に対して、最善のものを 与える義務を負う」—国連の児童権利 宣言	4 8.26	高橋典明弁護士入所 友の会結成総会
1980 昭和55	2 5	環太平洋合同演習(リムバック)に海 上自衛隊初参加 韓国・光州事件	11.28	友の会第1回法律講演会(吹田)

年	月 日	社会の動き	月 日	事務所の活動（所員が参加する弁護団事件）
1981 昭和56	4	大阪法律事務員労働組合結成	5. 17	友の会運動会（150名参加）
1982 昭和57			10. 10~11	赤旗まつりに「あっちゃん亭」出店
			11	事務所紹介リーフレット作成
1983 昭和58		ロッキード裁判をめぐって政局が揺れ動く 4. 28 サラ金二法成立	4	橋本敦弁護士、参院選比例代表区より出馬、当選
			12	藤木邦顕弁護士入所 斎藤浩弁護士大阪市長選出馬
1984 昭和59	2. 5	大阪空港公害訴訟で和解成立		
1985 昭和60	6. 11	労働者派遣事業法強行成立	4	徳井義幸弁護士入所
1986 昭和61	4. 1	男女雇用機会均等法施行		
	11. 28	国鉄分割、民営化関連八法案成立		
1987 昭和62		国鉄分割 地価高騰 地上げ屋横行	4	山口弁護士 87~89年 民法協事務局長 鎌田幸夫弁護士入所
1988 昭和63		リクルート事件で政界波乱、金権政治に対する批判高まる		「『連合』路線の真相」豊川弁護士執筆に参加
	4. 1	マル優制度廃止。預貯金利子に20%の課税		
1989 昭和64 平成元	1. 7	天皇死去		橋本敦弁護士 参議院議員当選
	6. 4	天安門事件		「過労死110番」高橋弁護士執筆に参加
	11. 21	全国労働組合総連合（全労連）結成、日本労働組合総連合（連合）発足		高橋弁護士 89~91年 自由法曹団大阪支部事務局長
1990 平成2	10. 3	東西ドイツ統一	4	雪田樹理弁護士入所

年	月 日	社会の動き	月 日	事務所の活動(所員が参加する弁護団事件)
1991 平成3	1 12. 26	中東湾岸戦争勃発 ソ連消滅		
1992 平成4	6. 15	PKO法成立		豊川弁護士 92~96年 民法協幹事長
1993 平成5	8. 9 11. 1	細川内閣発足 EU発足		
1994 平成6	1. 25	小選挙区比例並立制が成立	4 6. 11	越尾邦仁・小林徹也弁護士入所 事務所開設20周年記念のつどい(新大阪チサンホテル)
1995 平成7	1. 17 3. 2	阪神大震災発生 東京で地下鉄サリン事件発生		橋本敦弁護士 参議院議員当選 藤木弁護士 93~95年 自由法曹団大阪支部事務局長
1996 平成8	1. 11	橋本内閣発足		豊川弁護士 4月~翌年3月 大阪弁護士会副会長 雪田弁護士 7月~ イギリス留学 北大阪通信再刊
1997 平成9	4. 1	消費税5%実施		徳井弁護士 97~99年 民法協事務局長
1998 平成10	7. 3	小渕内閣発足	4 秋	有村とく子弁護士入所 雪田弁護士イギリスより帰国
1999 平成11	8	日の丸・君が代法、盜聴法、住基法が成立		
2000 平成12	4. 1	介護保険法実施	4 10	藤木邦顕弁護士衆院選出馬(大阪9区) 奥野京子弁護士入所 中西基弁護士入所
2001 平成13	4. 26 9. 11	小泉内閣発足 アメリカで同時多発テロ発生 アメリカのアフガン侵攻へ		橋本敦弁護士24年間の国会活動から弁護士活動へ復帰 電話帳広告開始

年	月 日	社会の動き	月 日	事務所の活動（所員が参加する弁護団事件）
	10. 29 11. 9	テロ特措法が成立 自衛隊インド洋へ海外派兵		
2002 平成14	9. 3	小泉改造内閣発足		鎌田弁護士 02～04年 民法協事務局長
2003 平成15	3. 19 6. 6 12. 26	日本政府がイラクへの攻撃支持を表明 イラク特措法が成立 自衛隊イラクへ第1次派遣		藤木邦顕弁護士衆院選出馬（大阪9区）
2004 平成16	6. 14	有事法案（国民保護法含む）が成立	4 4. 3	向井啓介弁護士入所 自衛隊イラク派兵違憲大阪訴訟第1陣提訴（藤木・徳井・鎌田・中西）
2005 平成17	4. 1 6. 29 9. 11 10. 14	個人情報保護法施行 アスベスト被害深刻に：クボタショック 衆院選で自民党が歴史的大勝：小泉劇場 郵政民営化法が成立	1 1. 22 11	森平尚美弁護士入所 事務所開設30周年記念のつどい（新大阪シティプラザ） 名波大樹弁護士入所
2006 平成18	4 9. 26 12. 22	労働審判制度 はじまる 安倍内閣発足 憲法改正や教育改革に意欲 改正教育基本法成立。防衛省昇格法も	11. 24	藤木邦顕弁護士衆院選出馬（大阪9区） 喜寿・古希お祝い会（橋本・細見）
2007 平成19	5. 14 7. 29 9. 26	憲法改正手続きを定めた国民投票法成立：公布後3年間は凍結 参院選で自民党が歴史的惨敗：ねじれ国会が出現 福田内閣発足	9 11. 3	谷真介弁護士入所 事務所ホームページ開設
2008 平成20	3 4. 17 9. 24 秋以降	労働契約法施行 自衛隊イラク派兵 憲法違反と断罪 名古屋高裁 麻生内閣発足 リーマンショック 派遣切り、年越し派遣村	1 9. 18	野口啓暉弁護士入所 藤木邦顕弁護士と向井啓介弁護士が豊中総合法律事務所を開設 事務局橋本浩移籍

年	月 日	社会の動き	月 日	事務所の活動（所員が参加する弁護団事件）
2009 平成21	1.20 5.21 7.21 9.16	44代米大統領にオバマ氏 裁判員裁判開始 衆院選で民主圧勝 政権交代 鳩山内閣発足		
2010 平成22	5.28 6. 8 7.11	普天間移設で日米合意 菅内閣発足 参院選挙で民主党大敗 ねじれ国会に	11.16 5.19	ノーモア・ミナマタ近畿国賠訴訟 和解基本合意（徳井） 泉南アスベスト国賠訴訟1陣 大阪地裁判決（鎌田・名波・谷）
2011 平成23	3.11 9. 2 11.27	東日本大震災と東電福島第1原発事故 野田内閣発足 大阪ダブル選で橋下氏、愛知トリブル選で河村氏側完勝	1 3.25 8.25 11.12	中村里香弁護士入所 津田電気計器継続雇用裁判 大阪高裁判決（鎌田・谷・中村） 泉南アスベスト国賠訴訟1陣 大阪高裁判決（鎌田・名波・谷） 日本労働弁護団 津田電気計器継続雇用裁判（鎌田・谷・中村） 労働弁護団賞受賞
2012 平成24	3 8 12.26	ロシアで大統領選、プーチン氏が4年ぶり復帰 消費税増税法が成立、2段階で10%へ 第2次安倍内閣発足	2.21 10.24 11.29	ビクターサービスエンジニアリング事件 労組法上の労働者性を認める最高裁判決（鎌田） レッド・ページ国賠訴訟 大阪高裁判決（橋本・名波） 津田電気計器継続雇用裁判 最高裁で労働者勝訴が確定（鎌田・谷・中村）
2013 平成25	3.14 4 12. 6	中国 習近平氏が国家主席に 参院選 ネット選挙運動解禁 特定秘密保護法成立	1 9.25 10.31 11.29	中西弁護士 13～15年 民法協事務局長 牛尾淳志弁護士、1年間の法テラス養成 大阪府立国際児童文学館閉館裁判 大阪高裁判決（細見・名波） 岸和田生活保護裁判 大阪地裁判決（谷） 吹田市立図書館シックハウス事件（労災） 大阪高裁判決（中西・森平）

年	月 日	社会の動き	月 日	事務所の活動（所員が参加する弁護団事件）
2014 平成26	4. 1 7 7. 1	消費税が8%に増税 生活保護法改正、申請手続き・扶養義務の厳格化と不正受給に対する罰則強化される 集団的自衛権行使を認める憲法解釈の変更を閣議決定	1. 25 2 2. 5 4. 9 10. 9 11. 8	吹田市ヘルパー頸肩腕障害公務災害事件 大阪地裁判決（中西・名波） 名波弁護士～15年 自由法曹団大阪支部事務局長 吹田市立図書館シックハウス事件（地公災） 大阪高裁判決（中西・森平） 100回目の9の日パレード（橋本） 泉南アスベスト国賠訴訟 最高裁判決（鎌田・名波・谷） 日本労働弁護団 泉南アスベスト国賠訴訟（鎌田・名波・谷） 労働弁護団賞受賞
2015 平成27	5. 17 9. 19 10. 29	大阪市で大阪「都」構想の住民投票否決 安全保障関連法案（戦争法制）成立 辺野古移設、国が着工	1 1. 31 5. 14 11. 26	鎌田弁護士 15～19年 民法協幹事長 安原邦博弁護士入所 事務所開設40周年記念のつどい（ホテルプラザオーサカ） 吹田市学校校務員不当労働行為事件 東京高裁判決（中西・谷） 大阪市労組組合事務所事件 中労委命令（中西・谷）
2016 平成28	1. 1 7. 10	マイナンバー制度開始 参院選 「改憲勢力」が憲法改正発議に必要となる全議席の3分の2以上	1 3. 25	西天満ファイビルに事務所移転 「思想調査」アンケート、大阪高裁判決（中村）
2017 平成29	1 6. 15 7	45代米大統領にトランプ氏 共謀罪法案が成立 国連で核兵器禁止条約が122カ国の賛成を得て採択	4 2. 1 5. 19 6. 24	牛尾淳志弁護士入所 大阪市労組組合事務所事件 最高裁決定（中西・谷） 吹田市太陽光パネル住民訴訟 大阪地裁判決（徳井・谷） 泉佐野市職労不当労働行為事件 大阪地裁で和解（谷）
2018 平成30	6. 29 7. 20	働き方改革関連法案成立 IR実施法案（カジノ法案）成立	1. 19 2. 13	内閣官房機密費情報公開請求事件 最高裁判決（徳井・谷） 吹田市非常勤職員雇止め事件 最高裁決定（中西・谷）

年	月 日	社会の動き	月 日	事務所の活動(所員が参加する弁護団事件)
2019 平成31 令和元	5. 1	天皇の代替わり	4. 25	関西大学アカデミック・ハラスメント事件 大阪地裁判決(谷・安原)
	10. 1	消費税が10%に増税	6	「内閣官房機密費の調査活動」が日隅一雄・情報流通促進賞受賞(徳井・谷)
			7. 2	帝産湖南交通「しんぶん赤旗」記事・懲戒処分事件 労働者逆転勝訴の大坂高裁判決(鎌田・安原)
			9. 2	建設アスベスト大阪1陣訴訟 大阪高裁判決(鎌田・谷ほか)
2020 令和2	9. 16	コロナ禍始まる 菅内閣発足	1	谷弁護士 19~21年 民法協事務局長 西川翔大弁護士入所
	11. 1	大阪市で大阪「都」構想の住民投票 再度否決	2. 15	大阪医科薬科大学労契法20条裁判 大阪高裁判決(鎌田・谷)
			6. 5	遺族による労災記録開示訴訟 大阪地裁判決(谷・安原)
			9. 6	大阪市地下鉄運転士ひげ裁判 大阪高裁判決(谷)
			11. 9	日本労働弁護団 大阪医科薬科大学労契法20条裁判(鎌田・谷) 労働弁護団賞受賞
2021 令和3	1. 20	46代米大統領にバイデン氏	7. 21	奈良学園大学整理解雇事件 奈良地裁判決(鎌田・中西)
	9. 29	岸田内閣発足	9	吹田なんでも相談会開始
	10. 22	自由法曹団 100周年	10. 13	大阪医科薬科大学労契法20条裁判 最高裁判決(鎌田・谷)
			12. 2	大阪アスベスト弁護団が滝井繁男行政争訟奨励賞受賞(鎌田・谷ほか)
			12. 28	南吹田地下水汚染公害調停事件 調停成立(鎌田・西川)
			5. 17	建設アスベスト1陣訴訟 最高裁判決(鎌田・谷ほか)
			10. 14	守口市学童保育指導員雇止め事件 大阪府労委命令(谷)
			11. 13	日本労働弁護団 建設アスベスト訴訟(鎌田・谷ほか) 労働弁護団賞受賞

年	月 日	社会の動き	月 日	事務所の活動（所員が参加する弁護団事件）
2022 令和4	2. 24 4. 1 7. 8	ロシアがウクライナへの侵攻開始 成人年齢が18歳に 安倍元首相 路上で選挙演説中に銃撃され死亡	4 8. 27 9. 8	金星姫弁護士入所 民法協 フジ住宅ヘイトハラスメント裁判（金・安原）、守口市学童保育指導員雇止め事件（谷） 本多賞受賞 フジ住宅ヘイトハラスメント裁判 最高裁で労働者勝訴が確定（金・安原）
2023 令和5	10. 7	生成AI普及 ハマスの奇襲攻撃を受け、イスラエルのパレスチナでの大規模虐殺が始まる	1 1. 18 2. 28 4. 3 6. 16 8. 26 9. 27 11. 11	米田直人弁護士入所 羽衣学園事件（地位確認） 大阪高裁判決（鎌田・中西・西川） 「アベノマスク」情報公開訴訟 単価開示を命じる大阪地裁判決（徳井・谷） 大阪カジノIR用地・格安賃料での借地権設定契約の差止住民訴訟を提訴（西川・米田） 枚方市職労機関紙介入・組合事務所退去要求事件 大阪高裁判決（中西・谷） 民法協 羽衣学園事件（鎌田・中西・西川） 本多賞受賞 ノーモア・ミナマタ第2次近畿訴訟 原告全員を救済する大阪地裁判決（徳井） 日本労働弁護団 羽衣学園事件（鎌田・中西・西川） 労働弁護団賞受賞
2024 令和6	10. 1	政治資金パーティー裏金事件 本格的に表面化 石破内閣発足	1 6. 3 6. 27 7. 11 10. 31 11. 6	河合大輔弁護士、1年間の法テラス養成 年金引下げ違憲訴訟（大阪） 最高裁判決（安原） 黒川検事長勤務延長情報公開請求訴訟 大阪地裁判決（徳井・谷） 石綿労災記録誤廃棄国賠訴訟 神戸地裁判決（鎌田・谷） 羽衣学園事件（地位確認） 最高裁判決（鎌田・中西・西川） 追手門学院退職強要研修事件 大阪地裁で和解成立（鎌田・谷）



表紙絵 「日常の受付風景」

絵手紙ライター

中村 千恵子（なかむらちえこ）

1948年生まれ

日本絵手紙協会公認講師

国民救援会岸和田支部副支部長

泉南アスベストの会共同代表

著書 「絵手紙に乾杯」（本の泉社）

「アスベスト絵伝・大切なものは命」

（泉南アスベストの会）

アスベスト絵伝で受賞

第4回むのたけじ地域民衆ジャーナリズム優秀賞

第1回アスベストセンター審査員特別賞

北大阪総合法律事務所

〒 530-0047 大阪市北区西天満 5 丁目 16 番 3 号

西天満ファイブビル 4 階

TEL 06-6365-1132 FAX 06-6365-1256

<https://kitaosaka-law.gr.jp>



